

AG003-00-23-A

建築電気設備工事一般仕様書・同標準図

令和5年4月

日本下水道事業団

本図書の取扱いについて

本図書は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が自ら実施するポンプ場・処理場等の設計・施工等に限定して適用するために作成したものです。

本図書を適用する場合、事業団による検討に基づく条件設定を行うことが前提となります。従って、事業団が実施しない業務・工事には適用しないでください。

事業団が実施しない業務・工事での本図書の適用には、事業団は一切の責任を負いません。また、事業団が実施しない業務・工事での本図書のお問い合わせも受付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

建築電気設備工事一般仕様書

令和5年4月

日本下水道事業団

建築電気設備工事一般仕様書

目 次

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総則

第101条	適用	1
第102条	用語の定義	2
第103条	設計図書の照査等	6
第104条	請負代金内訳書及び工程表の提出	6
第105条	CORINSの登録	6
第106条	監督職員	7
第107条	施設の保全	7
第108条	資格を必要とする作業	7
第109条	工事に電力及び用水	7
第110条	工事対象物の保管責任	7
第111条	工事完成後の処理	7
第112条	工事現場の明示	8
第113条	工事用地等の使用	8
第114条	工事の着手	8
第115条	工事の下請負	8
第116条	施工体制台帳	9
第117条	受注者相互の協力	9
第118条	調査・試験に対する協力	9
第119条	工事の一時中止	10
第120条	設計図書の変更	11
第121条	工期変更	11
第122条	支給材料及び貸与物件	12
第123条	工事完成検査	12
第124条	既済部分検査及び一部完成検査	13
第125条	中間技術検査	13
第126条	特命検査	14
第127条	部分使用	14
第128条	履行報告	14
第129条	工事関係者に対する措置請求	14
第130条	事故報告書	15
第131条	施設管理	15
第132条	官公庁等への手続き等	15
第133条	施工時期及び施工時間の変更	16
第134条	提出書類	16
第135条	不可抗力による損害	16
第136条	保険の付保・揭示及び事故の補償	17
第137条	火災保険等	17
第138条	臨機の措置	17
第139条	他の仕様書を適用する工事	17

第 140 条	試運転調整	17
第 141 条	書類の書式等	18
第 142 条	設計図書等の取扱い	18
第 143 条	疑義に対する協議等	18
第 144 条	特許権等	18
第 145 条	文化財の保護	18
第 146 条	諸法令の遵守	19
第 2 節 工事関係図書		
第 201 条	実施工程表	21
第 202 条	施工計画書	21
第 203 条	施工図等	22
第 204 条	工事の記録	22
第 3 節 工事現場管理		
第 301 条	施工管理	22
第 302 条	主任技術者等	23
第 303 条	電気保安技術者	23
第 304 条	工所用電力設備の保安責任者	23
第 305 条	施工条件	23
第 306 条	品質管理	23
第 307 条	施工中の安全確保	24
第 308 条	発生材の処理等	25
第 309 条	建設副産物	25
第 310 条	交通安全管理	26
第 311 条	災害時の安全確保	26
第 312 条	施工中の環境保全等	26
第 313 条	養生	26
第 314 条	後片付け	26
第 315 条	受発注者間の情報共有	26
第 4 節 材料		
第 401 条	機材の承諾	27
第 402 条	環境への配慮	27
第 402 条	機材の品質等	27
第 404 条	機材の搬入	27
第 405 条	機材の検査等	28
第 406 条	機材の検査に伴う試験	28
第 407 条	機材の保管	28
第 5 節 施工		
第 501 条	施工	28
第 502 条	一工程施工の確認及び報告	28
第 503 条	施工の検査等	29
第 504 条	施工の検査等に伴う試験	29
第 505 条	施工の立会い等	29

第 506 条	工法の提案	29
第 507 条	化学物質の濃度測定	29
第 6 節 完成図等		
第 601 条	完成時の提出図書	30
第 602 条	工事完成図	30
第 603 条	保全に関する資料	31
第 2 編 電力・通信設備		
第 1 章 機材		
第 1 節 配線器具		
第 701 条	スイッチ	32
第 702 条	コンセント	32
第 2 節 電線保護物類		
第 703 条	金属製プルボックス	33
第 704 条	合成樹脂製プルボックス	34
第 3 節 照明器具		
第 705 条	一般事項	34
第 706 条	屋外灯用ポール	34
第 4 節 主幹盤		
第 707 条	一般事項	34
第 708 条	構造一般	35
第 709 条	キャビネット	35
第 710 条	導電部	35
第 711 条	制御回路等	35
第 712 条	器具類	35
第 713 条	予備品等	35
第 714 条	表示	35
第 2 章 施工		
第 1 節 特殊場所工事		
第 715 条	湿気が多い場所	36
第 716 条	腐食性ガスのある場所	36
第 2 節 照明器具		
第 717 条	防湿形一般照明の施工	36
第 718 条	防湿形誘導灯又は非常照明の施工	36

別 紙

別紙 1	工事標示板	37
別紙 2	施工体制台帳に係る書類の提出について	41
別紙 3	火災保険等の取扱について	45
別紙 4	建築電気設備工事記録写真撮影要領	49
別紙 5	工事完成図書等一覧表	55
別紙 6	建築物等の解体等の作業を行うに当たっての 石綿のばく露防止対策等の実施内容の揭示	61
別紙 7	建設リサイクル法に関する工事実施要領	65

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総 則

第101条 適用

1. 建築電気設備工事一般仕様書・同標準図（以下、「一般仕様書」という。）は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の発注する建築電気工事に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、一般仕様書の適用に当たっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく、施工管理体制を遵守しなければならない。
3. 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面又は一般仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面にかかれた数字等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書及び施工計画書等の提出書類には、SI単位を使用するものとする。SI単位と非SI単位が併記されている場合は{ }内を非SI単位とする。
6. 建築物等の新築及び増築に係る工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下、「標準仕様書」という。）を、建築物等の改修に係る工事は、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下、「改修標準仕様書」という。）を、建築物等の解体に係る工事は、「建築物解体工事共通仕様書」（以下「解体共通仕様書」という。）を、並びに、標準的な図に関しては、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下、「標準図」という。）」を併せて適用する。ただし、標準仕様書及び改修標準仕様書の各々第1編 第1章 一般事項は、適用しないものとする。
7. 標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各々第1編 第2章以降の各章は、一般仕様書の第1編 第1章「一般事項」と併せて適用する。
8. 標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各々第1編 第2章以降の各章において、一般事項が第1節に規定されている場合は、第2節以降の規定と併せて適用する。
9. すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（1）から（8）の順とし、これにより難しい場合は、一般仕様書第143条による。

第 102 条
用語の定義

- (1) 質問回答書（(2) から (8) に対するもの）
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 図面
- (5) 本書
- (6) 改修標準仕様書（改修に係る工事に限る）
- (7) 標準仕様書（標準図を含む）
- (8) 解体共通仕様書（解体に係る工事に限る）

1. 「監督職員」とは、工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が完全に施工されるよう監督し、受注者に対する監督行為（指示、承諾、協議、通知、提出、提示、立会、確認、報告）を行う者をいい、主任監督員、監督員、監督業務員及び監理員を総称していう。
2. 「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
3. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
4. 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、一般仕様書、現場説明用設計書、工事現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
 - (1) 「仕様書」とは、各工事に共通する一般仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。
 - ① 「一般仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
 - ② 「特記仕様書」とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面、及び、受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
 - (2) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
 - (3) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
 - (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

5. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
6. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意をすることをいう。
7. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
8. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差出すことをいう。
9. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
10. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
11. 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者と又は現場代理人の間で監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
12. 「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
13. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
14. 「JS版工事情報共有システム(JS-INSPIRE)」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
15. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、JS版工事情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、電子押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
16. 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来高寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を建築電気設備工事記録写真撮影要領に基づき撮影したものをいう。
17. 「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付した提出される非定型の資料をいう。
18. 「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。
19. 「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、提出される書類をいう。
20. 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

21. 「電子成果品」とは、設計図書に規定される工事完成図書のうち、工事記録完成図書電子納品要領に基づいて作成した電子データをいう。
22. 「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
23. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
24. 「立会」とは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
25. 「基本品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
26. 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
27. 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
28. 「特記」とは、前条の第9項の(1)から(4)に指定された事項をいう。
29. 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
30. 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
31. 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
32. 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者より提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
33. 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。
34. 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
35. 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
36. 「段階確認」とは、設計図書に示された工種について、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

37. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
38. 「検査職員」とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
39. 「特命検査」とは、検査要領に基づき不可視部分について完成検査を補完するため並びに契約書第 34 条の規定による部分使用が行われる工事及び完成検査時に適正な検査の実施が不可能となる工事等について行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
40. 「中間技術検査」とは、工事等の施工の途中において工事の主要な部分に対し施工状況、出来形、品質及び性能が適正であるかを確認する検査であり、請負代金の支払いを伴うものではない。
41. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は、設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は、監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
42. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
43. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
44. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
45. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
46. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
47. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
48. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
49. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
50. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は委託団体に属する。
51. 「JIS 規格」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格をいう。
52. 「JAS」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格をいう。

53. 「SI」とは、国際単位系をいう。
54. 「委託団体」とは、日本下水道事業団法に基づく協定によって当該建設工事の発生等の委託を行う下水道事業の主体及び施設管理者をいう。
55. 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者が施工上の措置を判断すべき場合において、あらかじめ監督職員の承諾を受けて対処すべきことをいう。
56. 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者が遵守すべきことをいうが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合又は「ただし書き」のある場合は、他の手段によることができることをいう。

**第 103 条
設計図書の照査
等**

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、一般仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書、及び解体共通仕様書、並びに標準図等、市販されているものについては受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。
4. 受注者は、計画通知に係る設計図書の照査を行い、内容に疑義が生じた場合は、監督職員に報告する。

**第 104 条
請負代金内訳書
及び工程表の提
出**

1. 受注者は、契約書第 3 条に「請負代金内訳書」（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。
3. 受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

**第 105 条
CORINS の登録**

1. 受注者は、受注時又は変更時における工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時の工事实績情報として「登録のための確認のお願い」「訂正のための確認のお願い」をコリン

ズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は、工事完成後土曜日、日曜日、祝日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時それぞれ登録するものとする。

2. 登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。また、本工事の完成後において訂正又は消去する場合においても同様にコリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。

**第 106 条
監督職員**

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

**第 107 条
施設の保全**

1. 受注者は、既設構造物を汚染し、又はこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

**第 108 条
資格を必要とする作業**

1. 受注者は、資格を必要とする作業がある場合は、それぞれの資格を有するものに施工させなければならない。

**第 109 条
工事用電力及び用水**

1. 受注者は、工事用及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料については、受注者の責任で処理しなければならない。

**第 110 条
工事対象物の保管責任**

1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

**第 111 条
工事完成後の処理**

1. 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際しては、その責任と費用負担において、不要材料及び仮設物を処分又は撤去し、清掃しなければならない。

第 112 条

工事現場の明示

1. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行者等が見やすい場所に工事名、期間、事業主体名、発注者名、工事受注者名、住所及び現場代理人氏名を記入した工事標示板（別紙 1）を設置しなければならない。なお、工事完成後は速やかに工事標示板を撤去しなければならない。

第 113 条

工事用地等の使用

1. 受注者は、委託団体等から工事用地等の提供あるいは使用承諾を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに委託団体等に返還しなければならない。工事の完成前において、委託団体等が返還を要求した場合も速やかに委託団体等に返還しなければならない。
5. 発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

第 114 条

工事の着手

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約図書に定める工事開始日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

第 115 条

工事の下請負

1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請負人が事業団の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。

(3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

第 116 条
施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（別紙 2）の定めるところにより施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。
3. 第 1 項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

第 117 条
受注者相互の協力

1. 受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき近隣工事又は関連工事の他受注者と相互に協力し、施工しなければならない。
また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。
他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第 118 条
調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力事項を行わなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査表等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管

理を適切に行わなければならない。

- (4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
5. 受注者は、調査基準価格を下回った価格で契約する場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳の写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 施工体制台帳の写しの提出に際して、その内容についてヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。
- (3) 一般仕様書第148条に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。
6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。
- また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

第119条 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第27条「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。
- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場

合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。

第 120 条 設計図書の変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

第 121 条 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工事工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 20 条に基づき工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工事工程表（変更）その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工事工程表その他必要な資料を添付の上 契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

第 122 条

支給材料及び貸与物件

1. 受注者は、発注者から支給材料及び貸与物件の提供を受けた場合は、契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の清算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料の精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。
5. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
6. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不要となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

第 123 条

工事完成検査

1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と

対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に冠する書類、記録及び写真等

5. 検査職員は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
6. 受注者は、当該工事完成検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
7. 補修の完了が確認された場合には、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
8. 受注者は、施工段階で「工事完成検査時確認書」について監督職員と協議・確認を行い、監督職員に確認を受けて検査職員に提出する。なお、「工事完成検査時確認書」は、事業団の事後点検等連絡協議会において、総合試運転等で指摘された事項から、施工へフィードバックすべき事項をとりまとめたもので、監督職員より提示する。

第 124 条 既済部分検査及 び一部完成検査

1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査又は指定部分に係る一部完成検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等
4. 受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分検査及び一部完成検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
6. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、一部完成検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 8 項の規定を準用する。

第 125 条 中間技術検査

1. 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

3. 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。なお、検査内容については完成検査と同等とする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
5. 受注者は、当該中間技術検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 6 項の規定を準用する。

**第 126 条
特命検査**

1. 受注者は、必要に応じて特命検査を受けなければならない。
2. 特命検査を行う日は、受注者の意見をきいて、発注者が定める。
3. 受注者は、当該特命検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 6 項の規定を準用する。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等

**第 127 条
部分使用**

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、特命検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けけるものとする。

**第 128 条
履行報告**

1. 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

**第 129 条
工事関係者に対する措置請求**

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第 130 条
事故報告書

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。また、国土交通省建設工事事故データベースシステムに登録する様式について、原則としてインターネットを利用して提出しなければならない。

第 131 条
施設管理

1. 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 33 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生じる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

第 132 条
官公庁等への手
続き等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 受注者は、諸手続きにかかる許可・承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
10. 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

<p>第 133 条 施工時期及び施 工時間の変更</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。 2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。
<p>第 134 条 提出書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、提出書類を事業団が定める「工事請負契約関係様式集」に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2. 契約書第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、現場説明の際指定した書類をいう。
<p>第 135 条 不可抗力による 損害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。 2. 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 波浪、高潮に起因する場合 <p style="margin-left: 2em;">波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上 ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上 ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上 ④ その他設計図書で定めた基準 (3) 強風に起因する場合最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合 (5) 地震、津波及び豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. 契約書第 30 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。

<p>第 136 条 保険の付保・掲 示及び事故の補 償</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後 1 カ月以内に、監督職員に提出しなければならない。 4. 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を行わなければならない。 5. 受注者は、労災保険に関する項目を、常時工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。
<p>第 137 条 火災保険等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、工事目的物及び工事材料を別紙 3 により火災保険等に付さなければならない。
<p>第 138 条 臨機の措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。 2. 監督職員は、暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
<p>第 139 条 他の仕様書を適 用する工事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、建築電気設備工事の中に土木工事、建築工事、建築機械設備工事、機械設備工事、電気設備工事が含まれる場合には、それぞれ、土木工事一般仕様書、建築機械設備工事一般仕様書、建築工事一般仕様書、機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書に準拠して施工しなければならない。
<p>第 140 条 試運転調整</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、関連する建築及び建築設備、機械設備、電気設備を含む総合的機能の確認及び調整等（総合点検）を実施し、監督職員に報告しなければならない。 2. 受注者は、関連する機械設備及び電気設備の総合試運転に協力しなければならない。

第 141 条
書面の書式等

1. 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、一般仕様書第 134 条によるほか、監督職員との協議による。
2. 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従ってこれを行うとともに、作成したものの写しを監督職員に提出する。

第 142 条
設計図書等の取
扱い

1. 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
2. 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。またその内容を漏えいしない。ただし、使用又は閲覧について、これらの工事関係図書が市販されている場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

第 143 条
疑義に対する協
議等

1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督職員と協議する。
2. 1.の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
3. 1.の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、一般仕様書第 204 条第 1 項による。

第 144 条
特許権等

1. 受注者は 特許権を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成 12 年 3 月改正法律第 65 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第 145 条
文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、委託団体が、当該埋蔵物の権利を保有す

第 146 条
諸法令の遵守

るものである。

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、主な法令は次に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 会計法 | (昭和 22 年法律第 35 号) |
| (2) 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和 50 年法律第 28 号) |
| (7) じん肺法 | (昭和 35 年法律第 30 号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和 11 年法律第 70 号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年法律第 33 号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 3 年法律第 94 号) |
| (14) 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) |
| (15) 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) |
| (16) 道路運送法 | (昭和 26 年法律第 183 号) |
| (17) 道路運送車両法 | (昭和 26 年法律第 186 号) |
| (18) 砂防法 | (明治 30 年法律第 29 号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (昭和 33 年法律第 30 号) |
| (20) 河川法 | (昭和 39 年法律第 167 号) |
| (21) 海岸法 | (昭和 31 年法律第 101 号) |
| (22) 港湾法 | (昭和 25 年法律第 218 号) |
| (23) 湾則法 | (昭和 23 年法律第 174 号) |
| (24) 漁港漁場整備法 | (昭和 25 年法律第 137 号) |
| (25) 下水道法 | (昭和 33 年法律第 79 号) |
| (26) 航空法 | (昭和 27 年法律第 231 号) |
| (27) 公有水面埋立法 | (大正 10 年法律第 57 号) |
| (28) 軌道法 | (大正 10 年法律第 76 号) |
| (29) 森林法 | (昭和 26 年法律第 249 号) |

- | | |
|--|--------------------|
| (30) 環境基本法 | (平成 5 年法律第 91 号) |
| (31) 火薬類取締法 | (昭和 25 年法律第 149 号) |
| (32) 大気汚染防止法 | (昭和 43 年法律第 97 号) |
| (33) 騒音規制法 | (昭和 43 年法律第 98 号) |
| (34) 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) |
| (35) 湖沼水質保全特別措置法 | (昭和 59 年法律第 61 号) |
| (36) 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) |
| (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) |
| (38) 文化財保護法 | (昭和 25 年法律第 214 号) |
| (39) 砂利採取法 | (昭和 43 年法律第 74 号) |
| (40) 電気事業法 | (昭和 39 年法律第 170 号) |
| (41) 消防法 | (昭和 23 年法律第 186 号) |
| (42) 測量法 | (昭和 24 年法律第 188 号) |
| (43) 建築基準法 | (昭和 25 年法律第 201 号) |
| (44) 都市公園法 | (昭和 31 年法律第 79 号) |
| (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | (昭和 12 年法律第 104 号) |
| (46) 土壌汚染対策法 | (平成 14 年法律第 53 号) |
| (47) 駐車場法 | (平成 11 年法律第 160 号) |
| (48) 自然環境保全法 | (昭和 47 年法律第 85 号) |
| (49) 自然公園法 | (昭和 32 年法律第 161 号) |
| (50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | (平成 12 年法律第 127 号) |
| (51) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | (平成 12 年法律第 100 号) |
| (52) 河川法施行法 | (昭和 39 年法律第 168 号) |
| (53) 技術士法 | (昭和 58 年法律第 22 号) |
| (54) 計量法 | (平成 4 年法律第 51 号) |
| (55) 厚生年金保険法 | (昭和 29 年法律第 115 号) |
| (56) 資源の有効な利用の促進に関する法律 | (平成 3 年法律第 48 号) |
| (57) 最低賃金法 | (昭和 34 年法律第 137 号) |
| (58) 職業安定法 | (昭和 22 年法律第 141 号) |
| (59) 所得税法 | (昭和 40 年法律第 33 号) |
| (60) 著作権法 | (昭和 45 年法律第 48 号) |
| (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (昭和 42 年法律第 131 号) |

- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
 - (63) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
 - (64) 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律 (平成 18 年法律第 62 号)
 - (65) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)
 - (66) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
 - (67) 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)
 - (68) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)
 - (69) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号)
2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
 3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが、第 1 項の諸法令に照らし不相当である場合又は、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

第 2 節 工事関係図書

第 201 条 実施工程表

1. 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2. 実施工程表の作成に当たり、関連工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
4. 2.によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
5. 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
6. 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

第 202 条 施工計画書

1. 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
2. 施工計画書の作成に当たり、関連工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、こ

の限りでない。

4. 2.及び3. の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。
5. 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

第 203 条
施工図等

1. 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
2. 施工図等の作成に際し、関連工事との納まり等について十分検討する。
3. 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

第 204 条
工事の記録

1. 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
2. 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
3. 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
4. 次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。なお、工事写真の撮影対象は、別紙4「建築電気設備工事記録写真撮影要領」による。
 - （1）工事の施工によって隠ぺい状態となるなど、後日目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - （2）一工程の施工を完了した場合
 - （3）施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合
 - （4）設計図書に定められた施工の確認を行った場合
5. （1）から（4）の記録等について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。

第 3 節 工事現場管理

第 301 条
施工管理

1. 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
2. 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

第 302 条
主任技術者等

1. 主任技術者等は、設計図書に定められた者又はこれらと同時以上の能力のあるものとする。
2. 主任技術者等は、資格又は能力を証明する資料を、監督職員に提出する。
3. 主任技術者等は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。

第 303 条
電気保安技術者

1. 受注者は、当該工事における電気工作物の工事を行うに当り、必要な資格を有する者を電気保安技術者として選任するものとする。
2. 電気保安技術者は次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督職員の承諾をうける。
 - (1) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
 - (2) (1)以外の電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
3. 受注者の選任した電気保安技術者は、関係法令に従い電気工作物の保安業務を行う。

第 304 条
工事用電力設備
の保安責任者

1. 工事電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。
2. 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

第 305 条
施工条件

1. 施工時間
 - (1) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行なわない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (3) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
2. (1) 以外の施工条件は、特記による。

第 306 条
品質管理

1. 一般仕様書第 202 条第 2 項による品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。
2. 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。
3. 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

第 307 条

施工中の安全確保

1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年 9 月 2 日付け 国土交通省告示 496 号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け建設省営監発第 13 号）を参考に、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
2. 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
3. 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
4. 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
5. 火気の使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の手扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。
6. 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。
 - (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
 - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、速やかに誠意をもって対応する。
7. 受注者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、次のことを実施しなければならない。
 - (1) 酸欠等の恐れのある既設人孔、その他の地下構造物等に入入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画書の作成を行うこと。
 - (2) 焼却炉、炭化炉、または薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、関連事故に備えた退避計画書の作成を行うこと。
8. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。浸水等の水害発生が予想される工事現場では、急激な増水・気象変化に対し迅速に対応できる事故防止対策・退避計画の作成を行うこと。
9. 災害発生時もしくは災害発生の恐れがある場合において、受注者は、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じると

もに直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。

第 308 条

発生材の処理等

1. 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用に努める。
なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。
2. 発生材の処理は 次による。
 - (1) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。
なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。
 - (2) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。
なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督職員に提出する。

第 309 条

建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生

資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。

第 310 条
交通安全管理

1. 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の進行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

第 311 条
災害時の安全確保

1. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害の防止に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

第 312 条
施工中の環境保全等

1. 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源有効利用促進法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
2. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
3. 工事期間中は、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

第 313 条
養生

1. 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。

第 314 条
後片付け

1. 工事の完成に当たり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

第 315 条
受発注者間の情報共有

1. 受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

第 4 節 材 料

第 401 条 機材の承諾

1. 工事に使用する機器は、機器承諾図を設計図書等と照合のうえ作成し、監督職員に提出して承諾を受ける。
2. 機器のうち、次に示す主要な機器は、機器設計製作図書の承諾図申請書を作成し、事務所の監督職員の確認を受けた後、設計センター監督職員に提出し、承諾を受ける。
 - (1) 主幹盤
 - (2) 分電盤
 - (3) 動力制御盤
 - (4) 電話交換機
 - (5) その他設計図書に特記された機器又は設計センター監督職員が指定した機器

第 402 条 環境への配慮

1. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
2. 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

第 403 条 機材の品質等

1. 使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。また、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。
2. 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定める JIS 又は JAS の機材で、JIS 又は JAS のマークの表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
3. 調合を要する機材については、調合表等を監督職員に提出する。
4. 設計図書に定められた機材の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5. 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、一般仕様書第 143 条による。

第 404 条 機材の搬入

1. 機材の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第 405 条
機材の検査等

1. 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
2. 1. による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。
3. 設計図書に定める JIS 又は JAS のマークの表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
4. 現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

第 406 条
機材の検査に伴
う試験

1. 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。
2. 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける
3. 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
4. 試験の結果は、監督職員に報告する。
5. 検査及び試験を行うべき機材等は「標準仕様書」による。

第 407 条
機材の保管

1. 搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。

第 5 節 施 工

第 501 条
施工

1. 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。
2. 関連する設備工事等でコンクリート打込み等で隠ぺい状態となる場合は、当該関連工事の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行なわない。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第 502 条
一工程施工の確
認及び報告

1. 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。
なお、確認又は報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

<p>第 503 条 施工の検査等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書に定められた場合、一般仕様書第 502 条により報告した場合又は監督職員の検査を受ける。 2. 1. による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。 3. 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。 4. 検査に用いる基準巻尺は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の 1 級とする。
<p>第 504 条 施工の検査等に 伴う試験</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工の検査等に伴う試験は、一般仕様書第 406 条に準じて行う。
<p>第 505 条 施工の立会い等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。 2. 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。
<p>第 506 条 工法の提案</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (2) 環境の保全に有効な工法等の提案 (3) 生産性向上に有効な工法等の提案
<p>第 507 条 化学物質の濃度 測定</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。 2. 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は、特記による。 3. 測定を実施した場合は、測定結果を取りまとめ、監督職員に提出する。

第 6 節 完 成 図 等

<p>第 601 条 完成時の提出図 書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、工事完成図書として 次の書類を提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事打合せ簿（出来形管理資料、品質管理資料を含む） (2) 施工計画書
----------------------------------	---

- (3) 工事完成図
 - (4) 工事記録写真
 - (5) 保全に関する資料
 - (6) その他（別紙5に示す書類）
2. 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したものとする。
 3. 受注者は、「工事完成図書電子納品要領」（日本下水道事業団）に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。なお、電子データの作成にあたっては、監督職員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。
 4. 受注者は、「電子納品チェックシステム（工食用）」（日本下水道事業団）によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。
 5. 工事完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、次表による

完成図の種類及び記入方法

図面の種類	記 載 内 容
配線図・詳細図	電灯、動力、雷保護、構内交換、情報表示、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、自動火災報知設備等
機器の仕様	盤類及び通信・情報主要機器。ただし、機器の仕様詳細については、監督職員の承諾を受けた製作図をもって、完成図に代えることができる。
単線接続図	主幹盤、分電盤、制御盤等
系 統 図	各種
構 内 図	構内配電線路、構内通信線路、屋外外灯
主要機器一覧表	名称、製造者名、形式、容量、数量、連絡先等
試験成績書	設計図書に指定されたもの

第 602 条

保全に関する資料

1. 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ別紙 5 とする。
 - (1) 建築物等の利用に関する説明書
 - (2) 機器取扱い説明書
 - (3) 機器性能試験成績書
 - (4) 官公署届出書類
 - (5) 主要な材料・機器一覧表等
2. (1) の資料の作成に当たっては、監督職員と記載事項に関する協議を行い、作成後は、監督職員に内容の説明を行う。

第2編 電力・通信設備

第1章 機 材

第1節 配線器具

第701条 スイッチ

1. 防雨形の器具は次による。
 - (1) 大角連用形スイッチと組み合わせて構成するものとする。
 - (2) スイッチプレートは、半透明なカバーで防塵性能を確保したものとする。
 - (3) 埋込形とする。
 - (4) 防雨形 (IPX3) に適合するものとする。
 - (5) プレートは合成樹脂製とする。
2. 防水形の器具は次による。
 - (1) プレートと一体で防水性能を確保するものとする。
 - (2) スイッチは1個用サイズのプレートに1個設ける。
 - (3) 埋込形とする。
 - (4) 防滴Ⅱ形 (IPX2) に適合するものとする。
 - (5) プレートは合成樹脂製とする。
3. 防滴プレート付の器具は次による。
 - (1) 大角連用形スイッチと組み合わせて構成するものとする。
 - (2) 埋込形とする。
 - (3) 防滴Ⅱ形 (IPX2) に適合するものとする。
 - (4) プレートの開き角度は165度以上とする。

第702条 コンセント

1. 防雨形の器具は次による。
 - (1) コンセントは2極接地極付15A125V抜け止め2口とし、接地端子付とする。
 - (2) JIS C 8303 配線用差込接続器 6.12 防水形差込接続器 a) 「防雨形」による。
 - (3) 合成樹脂製とする。
2. 防浸形の器具は次による。
 - (1) コンセントは2極接地極付15A125V抜け止め1口とし、プラグ付とする。
 - (2) JIS C 8303 配線用差込接続器 6.12 防水形差込接続器 b) 「防浸形」による。
 - (3) 合成樹脂製とする。
3. 防滴プレート付の器具は一般仕様書第201条3による((1)を除く)ほか次による。
 - (1) コンセントは2極接地極付15A125V抜け止め1口とする。

第2節 電線保護物類

第703条

金属製プルボックス

1. プルボックスは次による。
 - (1) 大きさは長辺が 1,000mm 以下とし、標準厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は標準厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板を用いて製作する。
 - (2) 鋼板製プルボックス(溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製のものを除く)は、さび止め塗装を施す。
なお鋼板の前処理は次による。
 - ① 鋼板は加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。
 - ② 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。
 - (3) 長辺が 600mm を超えるものには、1 組み以上の電線支持金物を次により設ける。
 - ① 鋼電線支持金物は径 19mm 以上の金属管又は軽量みぞ形鋼とする。
 - ② 電線支持金物は取り外し可能とする。
 - (4) 補強は、次による。
 - ① 長辺が 800mm を超えるものには、折り曲げ又は補強材により補強を施す。
 - ② 補強材は山型鋼とし溶接接合とする。
 - (5) ふたは次による。
 - ① 鋼そりなどの変形をしない構造とし、リブ等の凸面は内側となるようにする。
 - ② 一辺が 800mm を超えるふたは、一辺が 800mm 以下となるように分割する。
なお、ふたを分割した場合には、ふた止め用補強材を設ける。
 - (6) ふたの止めねじの位置は、角又は角から 50mm 程度を起点とし、中間のピッチは 350mm 以下になるように均等に設ける。
 - (7) ふたの止めねじは、ねじ頭が出ている形状のものを使用する。
 - (8) 電力用については、接地端子を設ける。
2. 屋外形のプルボックスは 1 によるほか次による。
 - (1) 防雨性能を有し、内部に雨雪が侵入しにくく、これを蓄積しない構造とする。
 - (2) 本体とふたの間には吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設ける。
 - (3) 本体を固定するためのボルト、ナットはプルボックスの内部に突出しない構造とする。
 - (4) ねじは容易に脱着ができ、かつ、水が浸入し難いように取り付ける構造とする。
 - (5) ふたの止めねじは、ステンレス製とする。
3. 防水形のプルボックスは 2 による(1)を除く)ほか次による。
 - (1) 防水性能を有し、内部に湿気が侵入し難い構造とする。

第 704 条
合成樹脂製プル
ボックス

- (2) ボックスと露出配管の接合部は防水性能を有するものとする。
1. プルボックスは、次による。
 - (1) 大きさは長辺が 600mm 以下とし、板の厚さは製造者の標準とする。
 - (2) ふたは、そりなどの変形をしない構造とする。
 - (3) ふたの止めねじは、ねじ頭が出ている形状のものを使用する。
 2. 屋外形のプルボックスは、1.によるほか次による。
 - (1) 防雨性能を有し、内部に雨雪が侵入しにくく、これを蓄積しない構造とする。
 - (2) 本体とふたの間には吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設ける。
 - (3) ねじは容易に脱着が出来、かつ、水が浸入し難いように取り付ける構造とする。
 - (4) ふたの止めねじは、ステンレス製とする。
 3. 防水形のプルボックスは、2 による((1) を除く。)ほか次による。
 - (1) 防水性能を有し、内部に湿気が侵入し難い構造とする。
 - (2) ボックスと露出配管の接合部は防水性能を有するものとする。

第 3 節 照 明 器 具

第 705 条
一般事項

1. 記号及び形式は、建築電気設備工事標準図によるほか、標準図による。

第 706 条
屋外灯用ポー
ル

1. JIL 1003「照明用ポール強度基準」による強度を有するものとし次による。
 - (1) 傾斜時に配線の接続部に張力がかからないものとする。
 - (2) EM-CE ケーブル 5.5m m²-3C が接続できる送り端子を設ける。

第 4 節 主 幹 盤

第 707 条
一般事項

1. 主幹盤は、低圧配電盤からの幹線により電源の種類に応じて受電し配電するものとし、本節によるほか JIS C 8480「キャビネット形分電盤」による。

<p>第 708 条 構造一般</p>	<p>1. 構造は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節「分電盤」 1. 7.2 構造一般 (2)から(5)による。</p>
<p>第 709 条 キャビネット</p>	<p>1. 屋内形キャビネットは、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.7.3「キャビネット」 (1)(ア)から(ウ)まで、(オ)から(キ)まで、(コ)から(セ)による。</p>
<p>第 710 条 導電部</p>	<p>1. 導電部は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.8.47.4「導電部」による。</p>
<p>第 711 条 制御回路等</p>	<p>1. 制御回路等は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 12 節 制御盤 1.12.5「制御回路等」による。</p>
<p>第 712 条 器具類</p>	<p>1. 器具類は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1. 7.6「器具類」による。ただし、(1)(ア)及び(2)(ア)を除く。</p>
<p>第 713 条 予備品等</p>	<p>1. 予備品、付属工具等は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.7.7「予備品等」による。</p>
<p>第 714 条 表示</p>	<p>1. 表示は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 8 節 分電盤 1.7.8「表示」による。</p>

第2章 施 工

第1節 特殊場所工事

- | | |
|---------------------|---|
| 第715条
湿気の多い場所 | <ol style="list-style-type: none">1. 金属管及び可とう電線管のねじ込み接続以外の接続部は、防湿混和物を塗布するか、防水テープを巻く等の防水処理を施す。2. 合成樹脂管の接続部は、気密にするとともに接着剤を塗布して内部に湿気等が浸入しないように施工する。3. 湿気の多い場所から立上げる配管の管端は、シーリング材を使用して、湿気が浸入しないように施工する。4. 絶縁電線相互及びケーブル相互の接続は、湿気等の浸入を防止する構造の接続箱等内で行う。 |
| 第716条
腐食性ガスのある場所 | <ol style="list-style-type: none">1. 金属管及び付属品等は、防食塗料を施すとともに内部に腐食性ガスが浸入しないように施工する。2. 合成樹脂管又は管と付属品等との接合部は気密とし、内部に腐食性ガスが浸入しないように施工する。 |

第2節 照明器具

- | | |
|--------------------------|--|
| 第717条
防湿形一般照明の施工 | <ol style="list-style-type: none">1. 結露のおそれがある壁面に設置する防湿形の一般照明等は、原則として標準図 AE-015 のとおり施工する。2. 照明器具が造営材と接触せず、通線穴から湿気が侵入しないよう、照明器具の構造及び取付け場所に適合する方法で固定する。 |
| 第718条
防湿形誘導灯又は非常照明の施工 | <ol style="list-style-type: none">1. 結露のおそれがある箇所壁面に設置する防湿形の誘導灯又は非常照明は、原則として標準図 AE-016 又は AE-017 のとおり施工する。 |

別紙 1 「工事標示板」

工事標示板の規格

工 事 標 示 板	
工 事 名	〇〇市〇〇終末処理場建設工事
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業主体名	〇 〇 市
発注者名	日本下水道事業団
工事監理 (電話)	日本下水道事業団 〇〇〇事務所 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
工事受注者名	〇 〇 建設 共 同 企 業 体
同現場責任者名 (電話)	〇 〇 〇 〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

140センチメートル

110センチメートル

別紙 2 「施工体制台帳に係る書類の提出について」

施工体制台帳に係る書類の提出について

1. 施工体制台帳に記載すべき内容

施工体制台帳に記載すべき内容は以下の通りである。

- (1) 建設業法第 24 条の 7 及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注 1) 施工体制台帳の作成方法等は、下記マニュアルを参考とする。

○「施工体制台帳等活用マニュアル」<国土交通省ホームページに掲載>

- ・施工体制台帳等活用マニュアル（本文）
- ・施工体制台帳等活用マニュアル（チェックリスト）
- ・施工体制台帳等活用マニュアル（事例集）
- ・※【参考】施工体制台帳、施工体系図等作成例

2. 提出手続き

監督職員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を工事着手までに提出させるものとする。又、工事の進行に伴い施工体制に変更が生じる場合はそのつど提出させるものとする。

別紙 3 「火災保険等の取扱について」

火災保険等の取扱いについて

工事請負契約書第 57 条に基づき、工事目的物及び工事材料等を火災保険等に付する場合の取扱いは、下記によるものとする。

(損害のてん補条件)

第 1. 下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保するものとする。

- (1) 火災、落雷、爆発又は破裂
- (2) 台風、せん風、暴風、暴風雨の風災

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これをさまたげるものではない。

(保 険 金)

第 2. 原則として請負代金額とする。

(保険の期間)

第 3. 保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後 14 日とする。

(対象外工事)

第 4. つぎに掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

- (1) 解体、撤去工事
- (2) 建物の基礎工事、外構工事

(保険契約の変更)

第 5. 保険契約締結後に請負代金額の変更又は、工期延長等があった場合は、相応の保険契約の変更をしなければならない。

(保険証券等の提示)

第 6. 保険契約の締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを、主任監督員に提出しなければならない。

(協 議)

第 7. この取扱いによりがたい事項については、必要に応じて受注者は、主任監督員と協議するものとする。

別紙4 「建築電気設備工事記録写真撮影要領」

建築電気設備工事記録写真撮影要領

1. 適用範囲

- (1) この要領は、日本下水道事業団が発注する建築電気設備工事の記録写真撮影に適用する。

2. 撮影用具等

- (1) 工事写真の撮影用具は、原則として、フィルムを使用せず静止画像のデジタルデータ（以下、画像ファイルという）を記憶媒体に記憶するカメラ（以下、デジタルカメラという）を用いるものとする。
- (2) デジタルカメラは、画像ファイルの記録形式はJPEG形式とし、有効画素数は黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標とする。（100万から300万画素程度＝1,200ピクセル×900ピクセル程度から2,000ピクセル×1,500ピクセル程度）
- (3) 画像ファイルの破損等の事態に備え、同一の画像ファイルを複数の記憶媒体に保存（バックアップ）する。
- (4) デジタル工事写真の黒板情報電子化を行うことができる。この場合、次の1）から3）の全てを実施する。

- 1) デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」とする）については、3.（3）2）に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用する。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示する。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software-renkei/>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報連携機能検定合格ソフトウェア」を参照する。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- 2) 使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録することができる。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- 3) 受注者は、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、写真納品時にその結果を併せて監督職員へ提出する。

3. 撮影

(1) 撮影計画の提出

受注者は、工事記録写真の撮影及び記録を行う写真記録員を定め、監督職員に通知するとともに、工事記録写真撮影計画書を提出する。ただし、小規模の工事については、監督職員の承諾を得て、撮影計画書の提出を省略することができる。

(2) 撮影内容と頻度

- 1) どのような順序で、いつ施工されているかといった工事の経過がわかるような内容とする。
- 2) 完成してからでは土中、躯体及び仕上材により不可視となる材料が多いため、どのような材料が、どの程度の量使用されているかを、後日でも確認できるような内容とする。

(3) 撮影方法

- 1) 写真は、すべてカラー撮影とする。
- 2) 写真には、原則として、工事名、撮影場所、工種、撮影対象の位置、寸法等（略図、断面リスト等）のうち必要な事項を記入した小黒板等を入れて撮影する。
- 3) 写真には、所定の施工寸法が判定できるように、主要寸法が判定できる目盛の記入、若しくは、寸法を示す測定器具を入れて撮影する。
- 4) 構造物等に測定器具をあてる場合は、目盛の零値点に留意するとともに、寸法読取りの定規は、水平又は垂直に正しくあて、かつ、定規と直角の方向から撮影する。
- 5) 品質管理写真および出来形管理写真は、測定データや施工寸法等が判読できるように、必要に応じて部分撮影（細部撮影）を組み合わせる。
- 6) 使用材料写真は、規格、材質等が確認できるように、ラベル、JIS マーク等を添えて撮影する。
- 7) 写真は、必要に応じて、遠景との組み合わせや連続撮影等により、撮影場所の位置関係が明確となるように撮影する。

(4) その他

- 1) 撮影にあたっては、撮影対象の周囲を整理する。
- 2) 撮影方向は、できるだけ同一とする。
- 3) 撮影は、原則として次の工程に移る直前に行う。

4. 提出写真等

4-1 工事写真の提出等

(1) 画像ファイル

- 1) 画像ファイルは、「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）に従って整理し、電子媒体により提出する。
- 2) 工事写真を格納する電子媒体は、CD-R または DVD-R とする。

(2) 写真

- 1) 写真は、A4 版の印刷用紙に L 版程度の大きさで直接印刷し提出するか、または、L 版程度の印刷用紙に印刷したうえで写真帳に貼り提出する。なお、写真はフルカラー印刷とし、インク及び印刷用紙は、通常の使用条件のもとで 5 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- 2) 写真は、工事着手前、工事中、工事完了の各段階の記録及び確認ができるように整理する。
- 3) 写真には、撮影情報（撮影場所や工種、撮影状況等）や判読困難な小黒板の文字等の必要事項を添付して整理する。また、必要に応じて、撮影位置や撮影状況等の説明に必要な参考図を添付して整理する。

5. 提出部数

- (1) 工事写真の提出部数は、別に定める「工事記録写真電子管理要領」による。

6. その他

工事写真は、工事期間中、いつでも確認できるように、常に整理しておかなければならない。なお、写真管理ソフトを用い、「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）に従って整理する。

工事記録写真の撮り方については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和3年版）による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」を参考とする。

別紙 5 「工事完成図書等一覧表」

工事完成図書等一覧表

名 称	規 格	部 数	内 訳		製 本	内 容
			委 託 市 都 市	事業団		
1 工事完成図 (特記仕様書を含む)	A 1 版	原図 1	1	—	A 1 版保存 ケース入り	作成方法は、以下による。ただし、別に定める「工事完成図書電子納品要領」により、CADデータを提出する場合は不要とする。 原図は、第2原図（電子複写・トレーシングペーパー厚手）、トレーシングペーパーに鉛筆書き、又はCADで作成し、トレーシングペーパーに出力する。 なお、寸法、縮尺、文字、図面記号等は設計図書に準ずること。 完成図に含む図面等は、別に定める「工事完成図書電子納品要領」による。
2 工事完成図 縮 小 版 (特記仕様書を含む)	A 3 版	原図 1	1	—	1 枚毎袋入 れとし、A 3 版に製本	原図はポリエステルフィルム（厚さ0.075mm以上）とする。 ただし、別に定める「工事完成図書電子納品要領」により、CADデータを提出する場合は不要とする。
		複写図 2	2	—	A 4 版に製 本	
3 機器完成図	A 4・A 3 版	1	1	—	A 4 版に製 本	
4 機器取扱い 説 明 書	A 4 版	2	2	—	A 4 版に製 本	機器の取扱い説明及び保守に関する事項
5 維持管理 要 領		1	1	—		原則として、建物ごとに「管理者のための建築物保全の手引き」（建築物保全センター版）を記入

名 称	規 格	部 数	内 訳		製 本	内 容
			委 託 市 都 市	事業団		
						の上提出する。
6 検 査 試 験 成 績 表	A 4 版	2	2	—	A 4 版に製 本	
7 盤 類 等 の 鍵 一 覧 表	A 4 版	1	1	—	A 4 版に製 本	
8 官 公 署 手 続 書 類 等	本紙を複写 したもの	2	2	—	A 4 版に製 本	受注者又は受注者代行 手続きの関係書類一式 (消防用設備設置届、特 定施設設置届、アスベ スト含有建材の除去に係 る届出、その他) 本紙は、別ファイルにま とめ提出する。
9 工 事 記 録 写 真	CD-R又は DVD-R	2	1	1		撮影は、別紙4の「建築 電気設備工事記録写真 撮影要領」による。 提出は、別に定める「工 事記録写真電子管理要 領」による。
10 工 事 責 任 者 及 び 主 要 機 器 (連 絡 先) 一 覧 表	A 4 版	1	1	—	A 4 版に製 本	5. と兼用で可
11 工 事 請 負 契 約 書 (写)	A 4 版	1	1	—	A 4 版に製 本	
12 電 子 フ ァ イ ル	CD-R又は DVD-R	4	1	3		作成要領は、別に定める 「工事完成図書電子納 品要領」による。

注) 工事完成図書等の提出内容及び提出部数は、上記を原則とするが、監督職員と協議の上で決定する。

(付 則)

工事完成図書表紙の様式について

1. 表 紙 黒厚表紙（金文字）

2. 形 式

- (1) 表紙・背表紙の書体は、明朝体とする。
- (2) 表紙・背表紙の文字の大きさは、次のとおりとする。

表 紙		背表紙
◎	〇〇市終末処理場 〇〇〇〇〇〇建設工事	建設 工事 その 〇
◎	完成図書	令和〇年度 完成 図書
◎	令和〇年度	〇 日本 〇〇 下 〇〇〇 水 〇〇〇〇 道 株式会社 事業 社 団
◎	日本下水道事業団 〇〇〇〇株式会社	

- (3) 製本A4版は、ネジ止めとする。ただし、工事完成図縮小版は、観音製本（2つ折りのり付け製本）とする。
- (4) 目次及び通し番号を付ける。
- (5) 令和〇年度は、協定年度：設計書記載年度を指す。

別紙 6

「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての 石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示」

平成 18 年 3 月 1 日改正、大気汚染防止法が施行され、特定建築材料に対する特定粉じん排出作業時の掲示が義務付けられました。当該作業を行う時は、各都道府県環境担当部署と協議を行い、様式 6 に同法施行規則第 16 条の 4 の事項を追記するなど適切に対処してください。

基安発第 0802001 号
平成 17 年 8 月 2 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長
社団法人 全国建設業協会会長
社団法人 建築業協会会長
社団法人 全国中小建設業協会会長
社団法人 全国解体工事業団体連合会会長
建設業労働災害防止協会会長

） 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての
石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められているところです。

このため、貴職におかれましては、下記事項について、傘下会員事業場に対して周知徹底されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示について
石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を講じなければならない場合と、当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。
前者の場合については石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること（別紙 1 参照）、また、後者については石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること（別紙 2 参照）。
なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること（別紙 3 参照）。
- 2 石綿のばく露防止対策等の確実な実施について
石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底を図ること。

(別紙1)

(例－届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、() 労働基準監督署へ
 ・労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
 を行っております。

届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)			平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要： (例) ・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		施工事業者名： _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)		現場責任者氏名： _____	

(別紙2)

(例－届出対象以外)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：		平成〇〇年〇〇月〇〇日
(例) ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用 ・立入禁止措置	平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	施工事業者名： _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)	現場責任者氏名： _____	

(別紙3)

(例)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
			平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)			
施工事業者名： _____			
現場責任者氏名： _____			

別紙 7

「建設リサイクル法に関する工事実施要領」

建設リサイクル法に関する工事実施要領

1 目的

本要領は、日本下水道事業団が発注する工事の施工に当たり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「法」という。）の適切な運用を図るため、受注者等が行わなければならない事項を定め、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の推進に寄与することを目的とする。

2 適用対象

本要領は、日本下水道事業団が発注する工事のうち、法第 9 条第 1 項及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」（平成 12 年 11 月 29 日政令第 495 号）第 2 条に定められた建築物等に係る解体工事又は新築工事等（以下、「対象建設工事」という。）を対象とする。

【対象建設工事】

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）のいずれかを用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事（土木工事を含む）等で、下記の規模の基準以上の工事をいう。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80 m ²
建築物の新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円
建築物以外の解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500 万円

※ 当該地域の条例による上乗せ等があることを確認する。

3 落札者等の責務

- (1) 対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、法第 12 条第 1 項に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「説明書（別紙 1）」に記載し、都道府県知事発行の処理施設の許可証の写しとともに、落札決定後速やかに発注者が指定する部署へ提出しなければならない。

【特定建設資材廃棄物】

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったもの（コンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊）をいう。

(2) 落札者等は、法第 13 条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(平成 14 年 3 月 5 日国土交通省令第 17 号。以下「分別解体省令」という。)第 4 条に基づき、以下の事項を「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(別紙 2)」に記載し、発注者の確認を受けた後、契約図書に綴じ込み契約担当課へ提出しなければならない。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。)
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

なお、落札者等は、これらの見積もりに当たっては、適切にその費用を算定しなければならない。

【解体工事に要する費用】

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

なお、解体工事に要する費用は契約金額の内書きである。

【再資源化等に要する費用】

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

なお、再資源化等に要する費用は契約金額の内書きである。

4 受注者の責務

(1) 受注者は、法第 11 条に基づき監督職員が作成した「通知書(別紙 3)」の正副を、工事着工前までに工事現場を管轄する都道府県等の受理通知窓口へ提出し、都道府県等の受理印を受けた通知書(副)を監督職員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、法第 18 条第 1 項に基づき、工事完了時に以下の事項等を「再資源化等報告書(別紙 4)」に記載し、監督職員に提出しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

なお、受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を「再生資源利用実施書(別紙 5)」及び「再生資源利用促進実施書(別紙 6)」により作成し、別紙 4 に添付しなければならない。

なお、別紙 5 及び別紙 6 は、国土交通省のホームページから入手できる。

(3) 受注者は、対象建設工事に係る解体工事を施工するに当たっては、法第 31 条及び第 32 条並びに解体工事業に係る登録等に関する省令(平成 13 年 5 月 18 日国土交通省令第 92 号。以下

「登録省令」という。)第7条に基づき、技術管理者を選任し、当該工事の施工に従事する作業員を監督させなければならない。

(4) 受注者は、法第33条及び登録省令第8条に基づき、同省令で定められた標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(5) 受注者は建設業の許可を受けている場合、上記(3)に替えて建設業法(平成12年11月27日法律第127号)第26条に基づく主任技術者(又は監理技術者)を設置しなければならない。

また、上記(4)に替えて建設業法第40条に規定する標識を公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

5 下請契約における請負者及び下請負者の責務

(1) 受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第12条第2項の規定に基づき、本要領「3 落札者等の責務(1)」において発注者が指定する部署へ提出した説明書(別紙1)の内容について、「告知書(別紙7)」により、下請契約の相手方に告げなければならない。

(2) 受注者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第13条及び分別解体省令第4条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第4条に基づく書面(別紙8)」に記載し、下請契約書に綴り込まなければならない。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。)

なお、受注者は、別紙8の作成に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第12条第3項及び同法施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第6条の2第2項の規定により、別紙8における第3項及び第4項の再資源化等に関する事項について記載してはならない(廃棄物の再資源化等については、廃棄物処理法により委託契約が義務付けられている)。

6 その他

(1) 受注者は、上記に定めのない事項については監督職員の指示に従い、法に係る事務手続き等を適切に行わなくてはならない。

(2) 提出が必要な各書面については、本要領中の各様式をコピーのうえ、作成すること。

附 則

本要領は、平成14年5月30日以降に契約する請負工事に適用する。

建設リサイクル法に関する工事実施要領

記載例集

日本下水道事業団

目 次

別紙 1	73
工 程 表.....	74
別表 1	75
別表 2	76
別表 3	77
別紙 2 - 1	78
別紙 2 - 2	79
別紙 2 - 3	80
別紙 3	81
別紙 4	82
別紙 5	83
別紙 6	84
別紙 7	85
別紙 8 - 1	86
別紙 8 - 2	87
別紙 8 - 3	88

別紙 1

説 明 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

日本下水道事業団 〇〇〇〇 様

落札の年月日以降
契約日以前

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

住所 東京都千代田区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に
係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 〇〇市 〇〇浄化センター 〇〇〇〇建設工事

2. 工事の場所 〇〇県△△市□□町△△丁目地先

3. 説明内容 別添資料のとおり

4. 添付資料(該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)

①別表(別表1~3のいずれかに必要な事項を記載したもの)

別表1(建築物に係る解体工事)

別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

②工程の概要を示す資料(できるだけ図面、表等を利用する。)

工程表

③都道府県知事発行の処理施設の許可書の写し 許可書の写し

確認

平成 年 月 日

工 程 表

(〇〇〇〇工事の作業工程)

作業内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	備考
機器設計								
機器製作								
土工								
本體工								
周辺整備工								
撤去工								
跡片付け工								

* 工程表の様式は特に定めていない（様式自由）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他 (住宅密集地)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 (狭いため隣地の使用許可必要)	隣地使用の承諾、道路使用許可等
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他 (大型車交通不可)	交通整理員の常駐、2 tトラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する旨確認済み
	特定建設資材への付着物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (吹き付けアスベスト) <input type="checkbox"/> 無	
	その他	○○○○	○○○○
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	25 トン		
発生が見込まれる部分 (注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>40</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>10</u> m その他 ()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (更地)	道路使用許可等
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>10</u> m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他 ()	近隣住民自治会との交通整理員常駐による事前了解あり
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他	○○○○	○○○○
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑥その他 (仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び徳地建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		
	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分 (注)
	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	1,300 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
	<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	200 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	65 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事		
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (配電盤基礎等)		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 5 m その他 (道路上交通量多し、民家が密集)	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (工作物の置き場所あり)	支障なし
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 10 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 その他 (現況道路使用のため問題なし)	支障なし
	特定建設資材への着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (配電盤等基礎)	その他工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ)	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分 (注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	0.2 トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	0.02 トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと

別表 1, 2, 3 との食い違いが見られるので注意すること

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費)

〇〇〇〇〇〇 円 (税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

(受注者の見積り金額を記入)

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

所在地は都道府県から記載すること

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇興業(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
木材	日本〇〇(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	〇〇ボード(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

(書ききれない場合は別紙に記入する)

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費)

円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

(受注者の見積り金額を記入)

確認

平成 年 月 日

別表 1, 2, 3 との食い違いが見られるので注意すること

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①造成等	造成等の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他工事 ■ 有 □ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

なし 円（税抜き）

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

所在地は都道府県から記載すること

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇興業(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート	〇〇建材(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	日本〇〇(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
木材	〇〇ボード(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

(書ききれない場合は別紙に記入する)

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。

(受注者の見積り金額を記入)

□ 確認
平成 年 月 日

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
⑥その他（配電盤等基礎等）	その他工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

なし 円（税抜き）

（注） ・ 解体工事の場合のみ記載する。

（受注者の見積り金額を記入）

・ 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・ 仮設費及び運搬費は含まない。

所在地は都道府
県から記載する
こと

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	株〇〇産業	東京都△△区△△-△△
コンクリート	株□□工業	東京都〇〇区〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート	△△△△	東京都△△区△△-△△
木材	〇〇チップ工場	東京都□□区□□-□□

（書ききれない場合は別紙に記入する）

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

〇〇〇〇〇〇 円（税抜き）

（注） ・ 運搬費を含む。

（受注者の見積り金額を記入）

□ 確認
平成 年 月 日

別紙 3

通 知 書

第 号
平成 年 月 日

工事着工日より前に通知
する年月日を記入する

〇〇 知事 殿

(工事発注者)発注者名: 日本下水道事業団 〇〇

住所: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(通知者)職・氏名: 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり
通知します。

記

連絡先	所 属 名	日本下水道事業団〇〇総合事務所〇〇事務所		
	担当者職氏名	監督職員	コウジ ハナコ 工事 花子	
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇		
	電 話 番 号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称	〇〇市 〇〇浄化センター 〇〇〇〇建設工事		
	工 事 の 場 所	〇〇県△△市□□町△△丁目地先		
	工 事 の 概 要	工事の種類と規模（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）		
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	用途_____、階数_____、	工事対象床面積_____ m ²
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	用途_____、階数_____、	工事対象床面積_____ m ²
<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの		用途_____、階数_____、	請負代金_____ 万円(税込)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のもの	に係る解体工事又は新築工事等(舗装 請負代金_____ 万円(税込))注		
工 期	平成〇〇 年〇〇 月 〇〇 日 ~ 平成〇〇年〇〇 月 〇〇日 工事着工予定日：平成〇〇 年〇〇月〇〇 日			
請負者	会 社 名	〇〇建設(株)	現場代理人氏名	シゲン イチロウ 資源 一郎
	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇 東京都千代田区〇〇町〇〇-〇〇		
	電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(内線〇〇〇)	F A X	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※受付番号: _____

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例：舗装、築堤、土地改良等)

別紙 4

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

日本下水道事業団 ○○○ 様

氏名 ○○建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号 ○○○-○○○○) 電話番号 03 - ○○○○ - ○○○○

住所 東京都千代田区○○町○○丁目○○番地○○号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 ○○市 ○○浄化センター ○○○○建設工事

2. 工事の場所 ○○県△△市□□町△△丁目地先

3. 再資源化等が完了した年月日 平成○○年 ○○ 月 ○○日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

所在地は都道府県から記載すること

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	株○○産業	△△県△△市△△-△△
アスファルトコンクリート	○○工業(株)	△△県△△市△△-△△
アスファルトコンクリート	△△△△	△△県△△市△△-△△
木材	株▽▽センター	△△県△△市△△-△△

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 ○○○○ 万円(税込み)

6. 添付資料(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

■再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

■再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい 灰色の部分は、記入する必要がありません。 裏面

2. 建設副産物搬出計画(実施) 現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

建設副産物の種類 (欄外に 現場内搬出時の 性状を 記入)	①発生量 (欄外等) =②+③+④		現場内利用・減量		現場外搬出について				搬出先名称 (2) 用まで記入も可なり、 かつ、搬出先名称を記入する 場合は、用紙を記入して下さい。	施工条件の コード*12	搬出先 の距離 (km)*11	搬出先 の種別 (コード)*14	④現場外搬出量	うち、現場内 改良分	⑤再生資源 利用促進量 (kg)*15	再生資源利用 促進率 (%) (2)×⑤/①	
	再送 量②	発生量 ③	再送 量②	削減量 ④	再送 量②	削減量 ④	削減率 ④/②	再送 量②									削減量 ④
コンクリート塊	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
コンクリート	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生木材 (木材の廃棄物)	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生コンクリート塊	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
その他がれ物	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生木材 (土木用、建築用)	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生泥	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設混合廃棄物	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
金属くず	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
廃プラスチック類 (燃焼処理済)	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
廃プラスチック類 (燃焼処理済)	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
紙くず	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
その他がれ物	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
第一種	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生土	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
第二種	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生土	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
第三種	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生土	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
第四種	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生土	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
汚泥	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
建設発生土	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>
合計	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>	ト>

コード*10 1. 搬出先 2. 搬込材 3. 埋戻し材 4. その他(具体的に記入)

コード*11 1. 排水 2. 排水 3. 天日乾燥 4. その他(具体的に記入)

コード*12 1. 搬出先 2. 搬込材 3. 埋戻し材 4. その他(具体的に記入)

コード*13 (詳細は表-4 表理のコード) 再生資源利用促進 再生資源利用促進 (加えられた場合) 1. 地の工事現場(内陸、公共、民間を含む) 2. 白の工事現場(内陸、公共、民間を含む) 3. 埋戻し(工事現場) 4. 埋戻し(工事現場) 5. 埋戻し(工事現場) 6. 埋戻し(工事現場) 7. 埋戻し(工事現場) 8. 埋戻し(工事現場) 9. 埋戻し(工事現場) 10. 埋戻し(工事現場) 11. その他(具体的に記入)

コード*14 (建設発生土の種類) 建設発生土の種類 (コード*13)が1~5の合計

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

株式会社 ○○工業 様

下請契約日より前に
告げる年月日を記入

氏名 ○○○建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号○○○-○○○○) 電話番号 ○○-○○○○-○○○○

住所 東京都千代田区○○町○○丁目○○番○○号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称 ○○市 ○○浄化センター ○○○○建設工事

2. 工事の場所 ○○県△△市□□町△△丁目地先

3. 告知内容 別添資料のとおり

4. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」と付すること。)

①別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

工程表

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

○○○○○○○

円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし

(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし

(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし

(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし

(記載しない)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積み込みに要する費用で、
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし

(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

該当なし

(記載しない)

建築電気設備工事標準図

令和5年4月

日本下水道事業団

建築電気設備工事標準図 令和5年4月

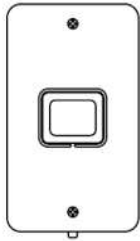
[目次]

図番	区分	名称	記号	頁	
AE000	総則	共通一般仕様	91	
AE001	配線器具	スイッチ	防雨形(RP)	92
			防水形(WP)		
AE002	配線器具	コンセント	防滴プレート付(KP)	93
			防雨形(RP)		
			防浸形(MP)		
AE003	一般照明	直付灯1	防滴プレート付(KP)	94
			JS-LSS1MP-B		
AE004	一般照明	直付灯2	JS- LSR1M-A	95
			JS- LSR1W-A		
			JS- LSR1M-B		
			JS- LSR1W-B		
AE005	一般照明	直付灯3	JS- LSR2M-A	96
			JS- LSR2W-A		
			JS- LSR2M-B		
			JS- LSR2W-B		
AE006	防災照明	非常用直付灯1	JS-K1-LSS9MP-A	97
AE007	防災照明	避難口誘導灯	JS-SH1-FSF20	98
			JS-SH1-FSF21		
			JS-SH1-FPF20		
			JS-SH1-FPF21		
AE008	防災照明	通路誘導灯	JS-ST1-FSF22	99
			JS-ST1-FSF23		
			JS-ST1-FPF22		
			JS-ST1-FPF23		

図番	区分	名称	記号	頁
AE009	防災照明	進入口赤色灯	JS-LRED1	100
			JS-LRED2	
AE010	特殊照明	防爆直付灯	JS-LSEX1	101
			JS-LPEX1	
			JS-LBEX1	
AE011	屋外照明	投光器	JS-LPJ1N	102
			JS-LPJ1M	
			JS-LPJ1W	
AE012	照明ポール	ポール	JS-Z-T	103
			JS-Z-TB	
AE013	照明器具付属品	ガード	LED-S-G	104
			LED-W-G	
			LED-S-GS	
			LED-W-GS	
AE014	通信機器付属品	通信機器収納箱	TBOX	105
			TBOXS	
			TBOXP	
AE015	施工	照明器具取付 1	LED照明器具の取付	106
AE016	施工	照明器具取付 2	誘導灯の取付	107
AE017	施工	照明器具取付 3	非常照明の取付	108
AE018	施工	屋外灯ポール基礎(躯体上部)		109
AE019	施工	露出配管と盤等の取付		110

AE000	総則	共通一般仕様	
<p>1. 共通一般仕様</p> <p>(1) 本標準図に記載されていない事項については、「建築電気設備工事一般仕様書(平成31年版)」による。</p> <p>(2) 本標準図に記載されていない型式、材質、記号等については、「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」を併せて適用する。</p> <p>(3) 図は、形状及び構造の概要を示すもので、形状についての多少の相違は差し支えない。</p> <p>(4) 図及び表に示す材厚は、加工前の標準厚さ(呼び厚)とし、図及び表の値以上とする。</p> <p>(5) 寸法が範囲を示している場合は、その寸法の範囲内であれば、どの方法でもよい。</p> <p>(6) 寸法が記入されていない箇所は、寸法について特に拘束しない。</p> <p>(7) 断面図、材質、成型方法、施工方法等を2以上で記載されている場合は、そのいずれでもよい。</p>			

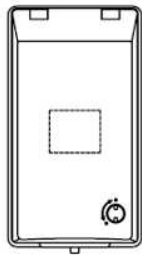
AE001	配線器具	スイッチ	防雨形(RP)
			防水形(WP)
			防滴プレート付(KP)



防雨形(RP)



防水形(WP)

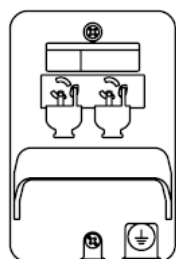


防滴プレート付(KP)

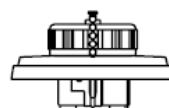
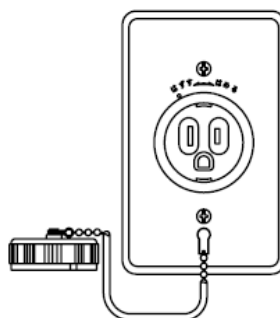
記号	名称	適要	プレート
● _{RP}	1P15A(防雨)	連用大角形	合成樹脂製
● _{2RP}	1P15A × 2(防雨)	連用大角形 2個	
● _{3RP}	1P15A × 3(防雨)	連用大角形 3個	
● _{2P RP}	2P15A(防雨)	連用大角形 2極	
● _{3 RP}	3W15A(防雨)	連用大角形 3路	
● _{WP}	1P15A(防水)	-	合成樹脂製
● _{2P WP}	2P15A(防水)	2極	
● _{3 WP}	3W15A(防水)	3路	
● _{4 WP}	4W15A(防水)	4路	
● _{KP}	1P15A(防滴プレート付)	連用大角形	金属製または 合成樹脂製
● _{2 KP}	1P15A × 2(防滴プレート付)	連用大角形 2個	
● _{3 KP}	1P15A × 3(防滴プレート付)	連用大角形 3個	
● _{2P KP}	2P15A(防滴プレート付)	連用大角形 2極	
● _{3 KP}	3W15A(防滴プレート付)	連用大角形 3路	

注) 図面に特記がある場合の記号は、この限りでなくても良い。

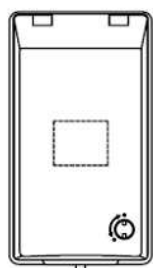
AE002	配線器具	コンセント	防雨形(RP)
			防漫形(MP)
			防滴プレート付(KP)






防雨形(RP)



防漫形(MP)



防滴プレート付(KP)

記号	名称	適要	プレート	備考
	壁付コンセント 2極接地極付15A125V 抜け止め2口(防雨)	接地端子付	合成樹脂製	差込口が見える構造
	壁付コンセント 2極接地極付15A125V 抜け止め1口(防漫)	プラグ付	合成樹脂製	-
	壁付コンセント 2極接地極付15A125V 抜け止め1口(防滴プレート付)	鍵付	合成樹脂製またはアルミダイカスト製	パッキン付

注) 図面に特記がある場合の記号は、この限りでなくても良い。

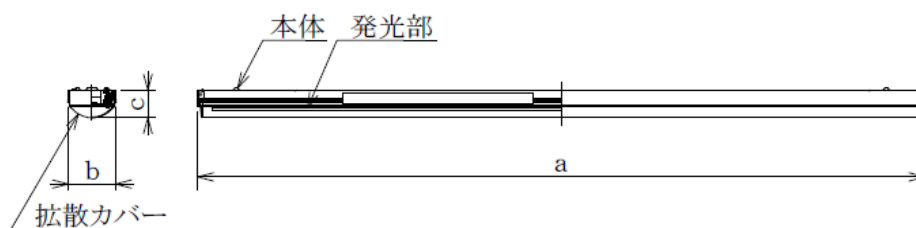
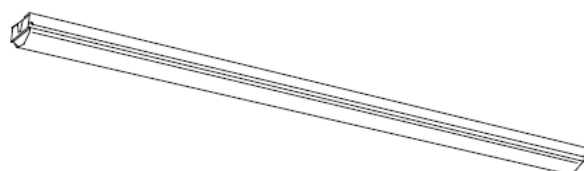
定格電圧が250Vまたは定格電流が15A以外の高容量タイプは、特記による。

AE003

一般照明

直付灯1

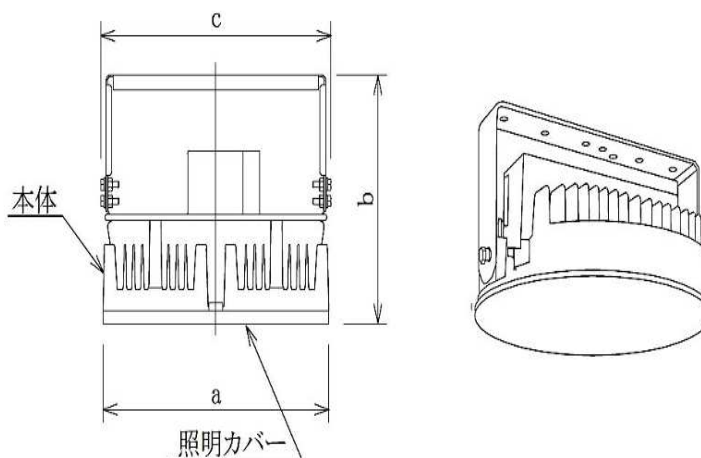
JS-LSS1MP-B



器種	定格光束 (lm以上)	定格消費電力 (W以下)	固有エネルギー効率 (lm/W以上)	寸法(mm)			材質	
				a	b	c	本体	拡散カバー
JS-LSS1MP-B-4-30	3000	35	100	700~1,320	70~100	100以下	SUS	PC PMMA
JS-LSS1MP-B-4-46	4300	45	100	1,000~1,320	70~100	100以下		
JS-LSS1MP-B-4-64	6450	65	100	1,000~1,320	70~100	100以下		

- (1) 保護等級(IPコード)は、IP54以上とする。
- (2) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は0.85以上とする。
- (3) 光源色は、相関色温度4,600~5,500K(昼白色)とする。
- (4) 平均演色評価数(Ra)は、80以上とする。
- (5) 定格入力電圧は、100~242Vとする。
- (6) 姿図は参考とする。

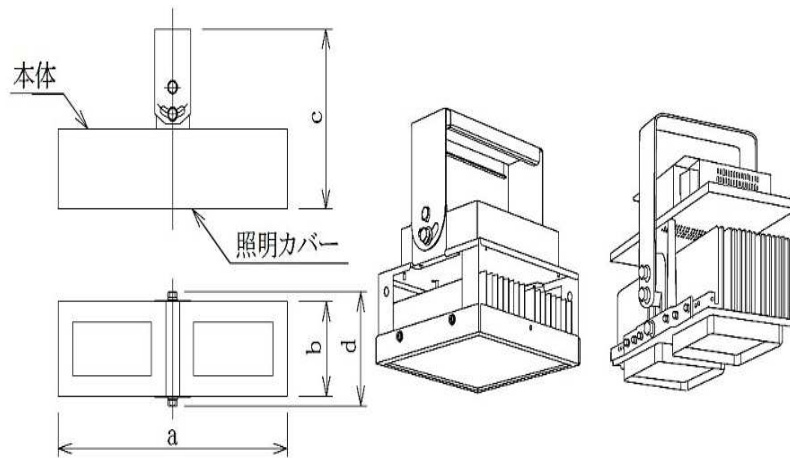
AE004	一般照明	直付灯2	JS-LSR1M-A
			JS-LSR1W-A
			JS-LSR1M-B
			JS-LSR1W-B



器種	定格光束 (lm以上)	定格消費電力 (W以下)	1/2照度角 (以上～未満)	寸法(mm)				材質	
				a	b	c	d	本体	照明カバー
JS-LSR1M-A-200	20,000	220	19～27	270～410	200～380	430以下	-	SPC AIP ADC A2S	PC PMMA GR
JS-LSR1W-A-200			27～37						
JS-LSR1M-A-400	40,000	400	19～27	370～700	200～450	730以下	-		
JS-LSR1W-A-400			27～37						
JS-LSR1M-B-200	20,000	220	19～27	270～410	200～380	430以下	-	SPC AIP ADC A2S	PC PMMA GR
JS-LSR1W-B-200			27～37						
JS-LSR1M-B-400	40,000	400	19～27	370～700	200～450	730以下	-		
JS-LSR1W-B-400			27～37						

- (1) Aを付したものの保護等級(IPコード)は、IP23以上とする。
- (2) Bを付したものの保護等級(IPコード)は、IP54以上とする。
- (3) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は0.7以上とする。
- (4) 光源色は、相関色温度4,600～5,500K(昼白色)とする。
- (5) 平均演色評価数(Ra)は、70以上とする。
- (6) 固有エネルギー効率は、100lm/W以上とする。
- (7) 定格入力電圧は、100～242Vとする。
- (8) 光源部は容易に交換できない構造のものとする。
ただし、光源部が電気用品安全法対象のものにあつてはこの限りでない。
- (9) LED制御装置を内蔵し、初期照度補正形(LJ)または一般形(LN)とする。
- (10) 器具の取付けはボルト2点以上で取付ける構造とする。
- (11) 落下防止ワイヤが取付け可能なものとする。
- (12) Mを付したものは中照形相当の配光形式とし、Wを付したものは広照度形相当の配光形式とする。
- (13) 姿図は参考とする。

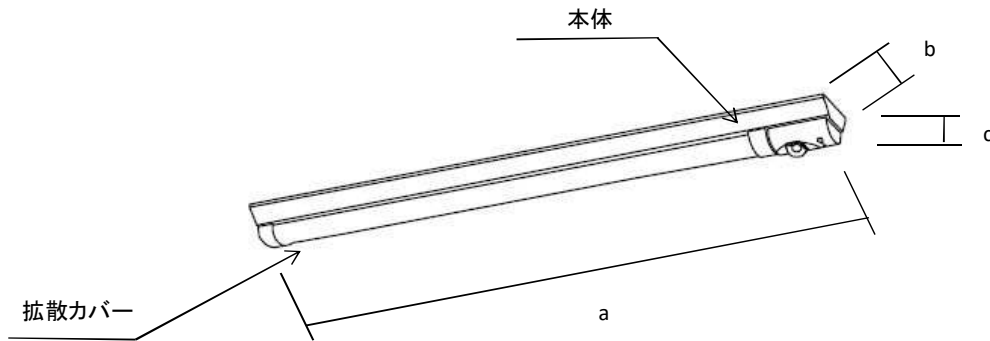
AE005	一般照明	直付灯3	JS-LSR2M-A
			JS-LSR2W-A
			JS-LSR2M-B
			JS-LSR2W-B



器種	定格光束 (lm以上)	定格消費 電力 (W以下)	1/2照度 角(以上 ~未満)	寸法(mm)				材質	
				a	b	c	d	本体	照明 カバー
JS-LSR2M-A-200	20,000	220	19~27	180~500	180~250	160~350	400以下	SPC AIP ADC A2S	PC PMMA
JS-LSR2W-A-200			27~37						
JS-LSR2M-A-400	40,000	400	19~27	180~500	180~500	160~380	530以下		
JS-LSR2W-A-400			27~37						
JS-LSR2M-B-200	20,000	220	19~27	180~500	180~250	160~350	400以下	SPC AIP ADC A2S	PC PMMA
JS-LSR2W-B-200			27~37						
JS-LSR2M-B-400	40,000	400	19~27	180~500	180~500	160~380	530以下		
JS-LSR2W-B-400			27~37						

- (1) Aを付したものの保護等級(IPコード)は、IP23以上とする。
- (2) Bを付したものの保護等級(IPコード)は、IP54以上とする。
- (3) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は0.7以上とする。
- (4) 光源色は、相関色温度4,600~5,500K(昼白色)とする。
- (5) 平均演色評価数(Ra)は、70以上とする。
- (6) 固有エネルギー効率(η)は、100lm/W以上とする。
- (7) 定格入力電圧は、100~242Vとする。
- (8) 光源部は容易に交換できない構造のものとする。
ただし、光源部が電気用品安全法対象のものにあつてはこの限りでない。
- (9) LED制御装置を内蔵し、初期照度補正形(LJ)または一般形(LN)とする。
- (10) 器具の取付けはボルト2点以上で取付ける構造とする。
- (11) 落下防止ワイヤが取付け可能なものとする。
- (12) Mを付したものは中照形相当の配光形式とし、Wを付したものは広照度形相当の配光形式とする。
- (13) 姿図は参考とする。

AE006	防災照明	非常用直付灯1	JS-K1-LSS9MP-A
-------	------	---------	----------------



器種	定格光束 (lm以上)	定格消費電力 (W以下)	固有エネルギー効率 (lm/W以上)	寸法(mm)			材質	
				a	b	c	本体	拡散カバー
JS-K1-LSS9MP-A-2-07	750	8	110	600~800	90~165	100以下	SPC SUS	PC PMMA
JS-K1-LSS9MP-A-2-14	1400	15	110	600~800	90~165	100以下		
JS-K1-LSS9MP-A-4-22	2200	19	125	900~1,400	90~165	100以下		
JS-K1-LSS9MP-A-4-30	3000	23	125	900~1,400	90~165	100以下		
JS-K1-LSS9MP-A-4-46	4650	38	125	1,200~1,400	90~165	100以下		
JS-K1-LSS9MP-A-4-64	6450	50	125	1,200~1,400	90~165	100以下		

- (1) 保護等級(IPコード)は、IP23以上とする。
- (2) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は0.85以上とする。
- (3) 光源色は、相関色温度4,600~5,500K(昼白色)とする。
- (4) 平均演色評価数(Ra)は、常用光源にあつては80以上、非常用光源にあつては70以上とする。
- (5) 常時ライトバー点灯、非常時本体組込LED点灯とし、レンズはガラスとする。
- (6) LED光源の非常灯は、建築基準法施行令126条の5に適合したものとす。
- (7) 定格入力電圧は、100~242Vとする。
- (8) 光源部は容易に交換できない構造のものとする。
- (9) LED制御装置を内蔵とし、一般形(LN)とする。
- (10) 自己点検スイッチ付とし、リモコンでも操作可能とする。
- (11) 水平天井取付専用とする。
- (12) 姿図は参考とする。

AE007

防災照明

避難口誘導灯

JS-SH1-FSF20

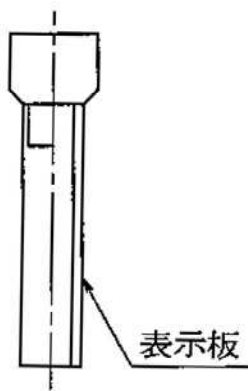
JS-SH1-FSF21

JS-SH1-FPF20

JS-SH1-FPF21



吊金具



側面



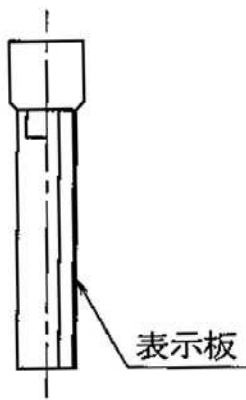
正面

器種		摘要
JS-SH1-FSF20	-C -BL -BH	1. 消防関係法令による避難口誘導灯とする。 2. 電池内蔵形とする。 3. JS-SH1-FSF20は片面表示天井直付形とする。 4. JS-SH1-FSF21は両面表示天井直付形とする。 5. JS-SH1-FPF20は片面表示天井パイプ吊下形とする。 6. JS-SH1-FPF21は両面表示天井パイプ吊下形とする。 7. パイプ吊り具の回り止め等は確実にすること。 8. 防湿形(消防法施行規則第28条の3第4号7項を満たす防水構造)とする。 9. 自動点検スイッチ付きとし、リモコンでも操作可能とする。 10. 仕様による区分は次のとおりとする。 ・ -Cは、C級とする。 ・ -BLは、B級BL形とする。 ・ -BHは、B級BH形とする。
JS-SH1-FSF21	-C -BL -BH	
JS-SH1-FPF20	-C -BL -BH	
JS-SH1-FPF21	-C -BL -BH	

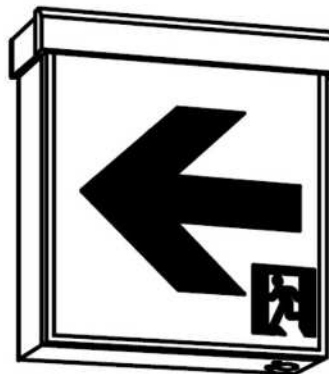
AE008	防災照明	通路誘導灯	JS-ST1-FSF22
			JS-ST1-FSF23
			JS-ST1-FPF22
			JS-ST1-FPF23



吊金具



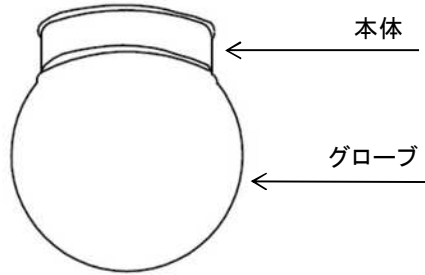
側面



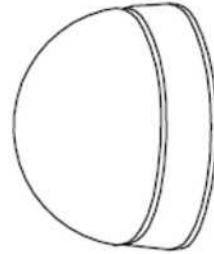
正面

器種		摘要
JS-ST1-FSF22	-C -BL -BH	1. 消防関係法令による避難口誘導灯とする。 2. 電池内蔵形とする。 3. JS-SH1-FSF20は片面表示天井直付形とする。 4. JS-SH1-FSF21は両面表示天井直付形とする。 5. JS-ST1-FPF22は片面表示天井パイプ吊下形とする。 6. JS-ST1-FPF23は両面表示天井パイプ吊下形とする。 7. パイプ吊り具の回り止め等は確実に行うこと。 8. 防湿形(消防法施行規則第28条の3第4号7項を満たす防水構造)とする。 9. 自動点検スイッチ付きとし、リモコンでも操作可能とする。 10. 仕様による区分は次のとおりとする。 ・ -Cは、C級とする。 ・ -BLは、B級BL形とする。 ・ -BHは、B級BH形とする。
JS-ST1-FSF23	-C -BL -BH	
JS-ST1-FPF22	-C -BL -BH	
JS-ST1-FPF23	-C -BL -BH	

AE009	防災照明	進入口赤色灯	JS-LRED1
			JS-LRED2



JS-LRED1



JS-LRED2

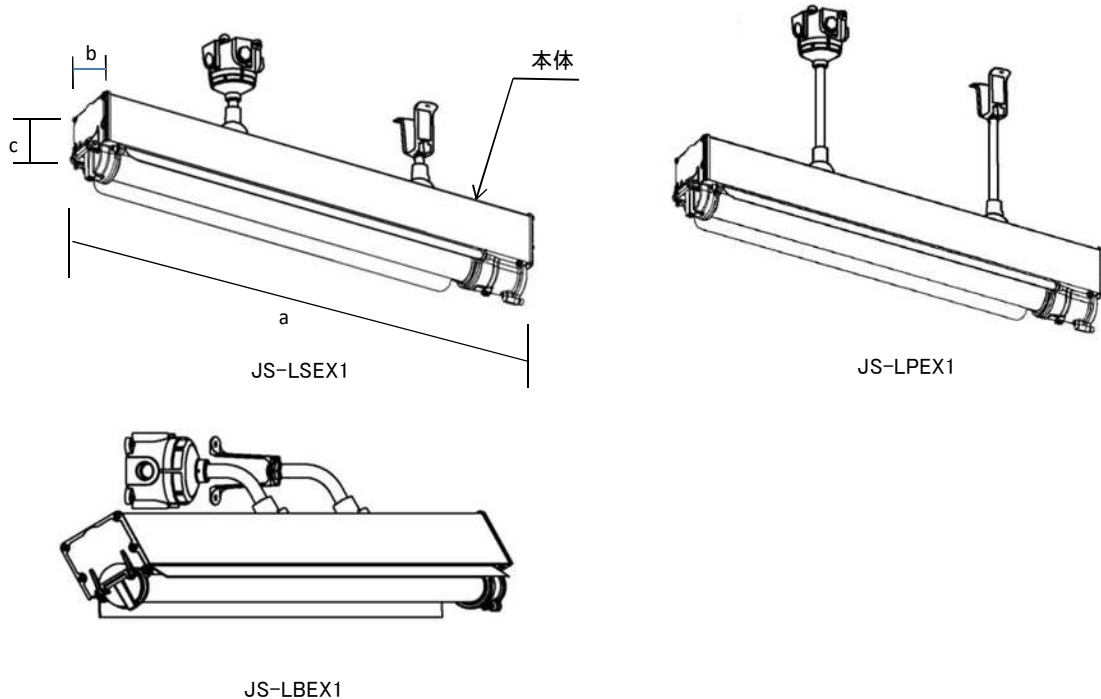


電源ユニット(ブロック)

器種	摘要
JS-LRED1	<ol style="list-style-type: none"> 屋外型LED灯とする。 建築基準法施行令第126条の6、7を満たすものとする。 JS-LRED1は天井・壁面取付型、JS-LRED2は壁面専用取付型とする。 主な仕様は以下による。
JS-LRED2	防雨形 本体 アルミ グローブ ガラス(内面赤色塗装) 電池内蔵形、電源ユニット(ブロック)分離形 光源寿命40,000時間以上

(1) 姿図は参考とする。

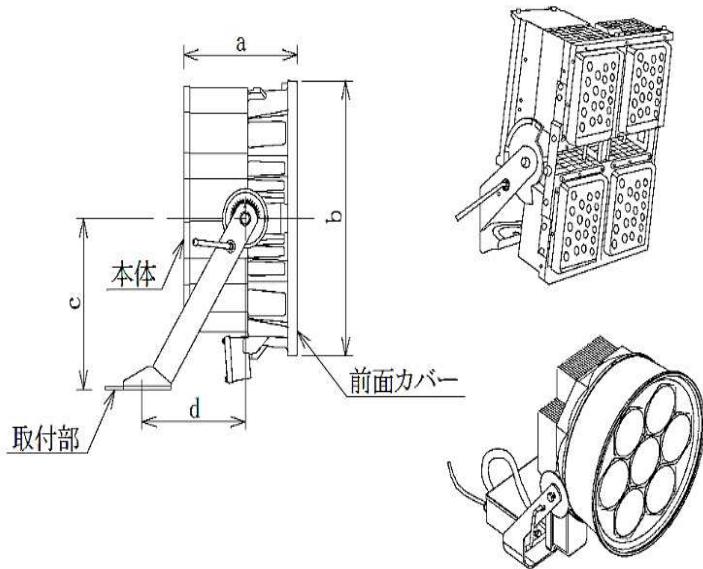
AE010	特殊照明	防爆直付灯	JS-LSEX1
			JS-LPEX1
			JS-LBEX1



器種	定格光束 (lm以上)	定格消費 電力 (W以下)	固有エネ ルギー効 率(lm/W 以上)	寸法(mm)			材質	
				a	b	c	本体	取付金具 パイプ
JS-LSEX1-4-27	2,700	45	100	850~1,450	100~200	200以下	ADC AC A1P	SUS ADC AC A1P
JS-LPEX1-4-27								
JS-LBEX1-4-27								

- (1) 保護等級(IPコード)は、IP65以上とする。
- (2) 防爆構造はExde II Bとする。
- (3) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は0.85以上とする。
- (4) 光源色は、相関色温度4,600~5,500K(昼白色)とする。
- (5) 平均演色評価数(Ra)は、80以上とする。
- (6) 定格入力電圧は、100~242Vとする。
- (7) 光源部は光源部は容易に交換できない構造のもの、または直管LEDランプとする。
- (8) LED制御装置を内蔵とし、一般形(LN)とする。
- (9) ガードがオプションで取付く構造とする。
- (10) 姿図は参考とする。

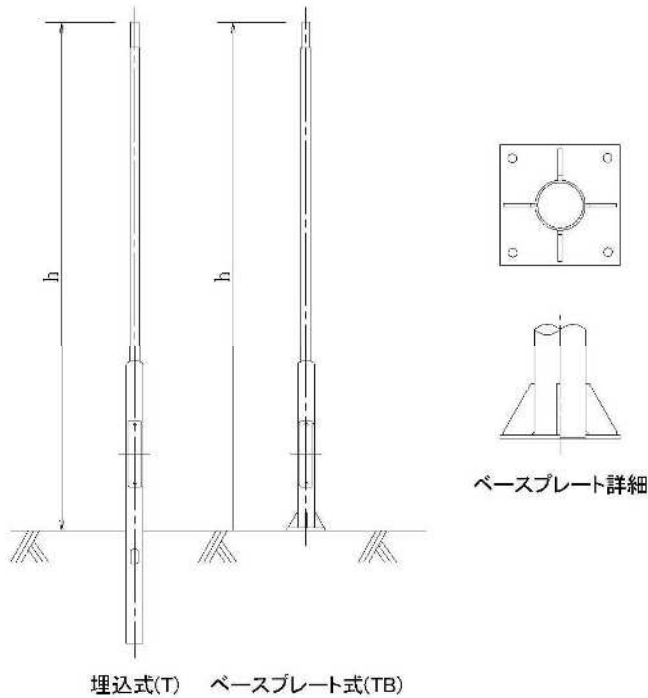
AE011	屋外照明	投光器	JS-LPJ1N
			JS-LPJ1M
			JS-LPJ1W



器種	定格光束 (lm以上)	定格消費電力 (W以下)	寸法(mm)				材質		
			a	b	c	d	本体	取付部	照明カバー
JS-LPJ1N-120	12,000	220	225~450	300~430	200~350	150~275	AC	AC ADC SS SPC	PC PMMA GR
JS-LPJ1M-120							AIP		
JS-LPJ1W-120							ADC SUS A2S		

- (1) 保護等級(IPコード)は、IP44以上とする。
- (2) 耐塩形仕様とする。
- (3) LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は0.7以上とする。
- (4) 光源色は、相関色温度4,600~5,500K(昼白色)とする。
- (5) 平均演色評価数(Ra)は、70以上とする。
- (6) 固有エネルギー効率、90lm/W以上とする。
- (7) 定格入力電圧は、100~242Vとする。
- (8) 光源部は容易に交換できない構造のものとする。
- (9) LED制御装置を内蔵し、初期照度補正形(LJ)または一般形(LN)とする。
- (10) Nを付したものは狭角形とし、ビームの開きは30°未満とする。
- (11) Mを付したものは中角形とし、ビームの開きは30°以上60°未満とする。
- (12) Wを付したものは広角形とし、ビームの開きは60°以上とする。
- (13) 姿図は参考とする。

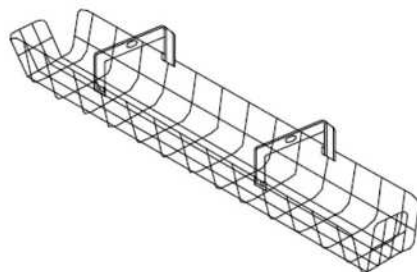
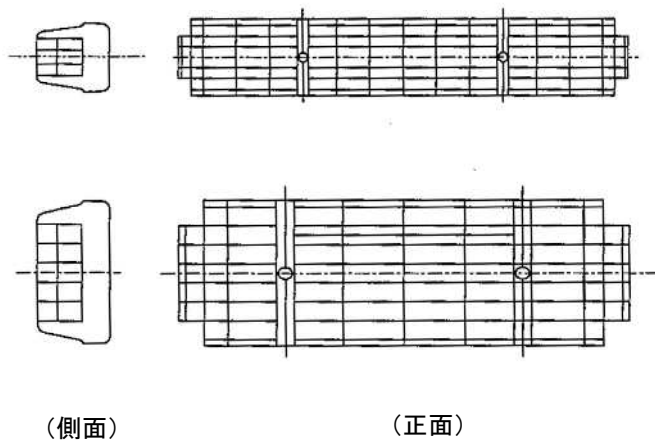
AE012	照明ポール	ポール	JS-Z-T
			JS-Z-TB



器種	h 寸法[m]	材質・塗装等
JS-Z-T3.5	3.5	・外面： 熔融亜鉛メッキまたは同等以上の防錆性能を有する処置のうえ、ポリエステル樹脂粉体塗装、アクリルシリコン樹脂焼付塗装またはフッ素樹脂系塗装（指定色） ・内面： 熔融亜鉛メッキまたは同等以上の防錆性能を有する処置
JS-Z-T4	4.0	
JS-Z-T4.5	4.5	
JS-Z-T5	5.0	
JS-Z-T5.5	5.5	
JS-Z-TB3.5	3.5	
JS-Z-TB4	4.0	
JS-Z-TB4.5	4.5	
JS-Z-TB5	5.0	
JS-Z-TB5.5	5.5	

(1) 接地端子内蔵とする。

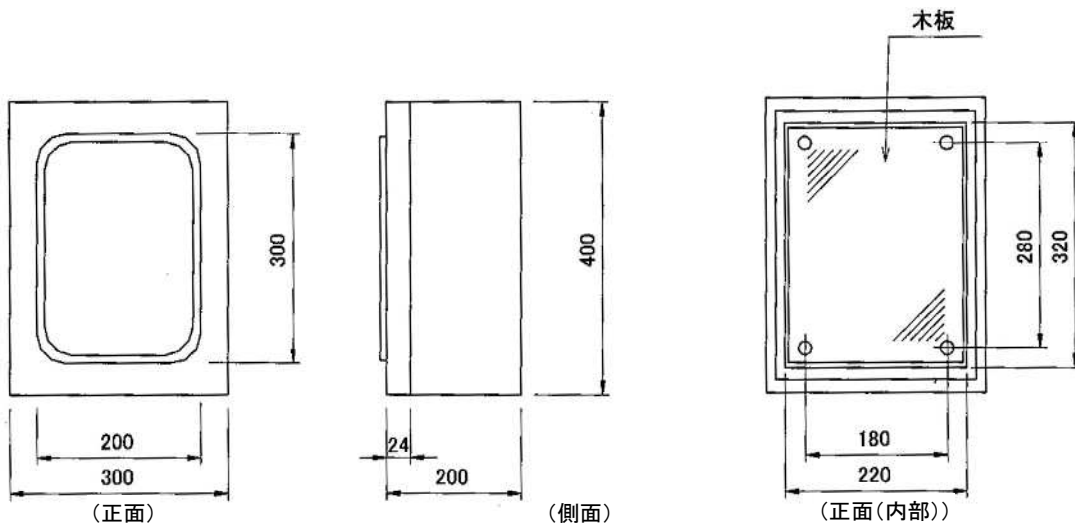
AE013	照明器具付属品	ガード	LED-S-G
			LED-W-G
			LED-S-GS
			LED-W-GS



器種	適用灯具寸法(mm)	材質		摘要
		ガード	金具	
LED-S-G	1,400x200未満	SPC		1. 形状、寸法及び仕上げは、製造者標準とする。 2. 直付照明器具に使用するものとする。
LED-W-G	1,400x300未満			
LED-S-GS	1,400x200未満	SUS		
LED-W-GS	1,400x300未満			

AE014	通信機器付属品	通信機器収納箱	TBOX
			TBOXS
			TBOXP

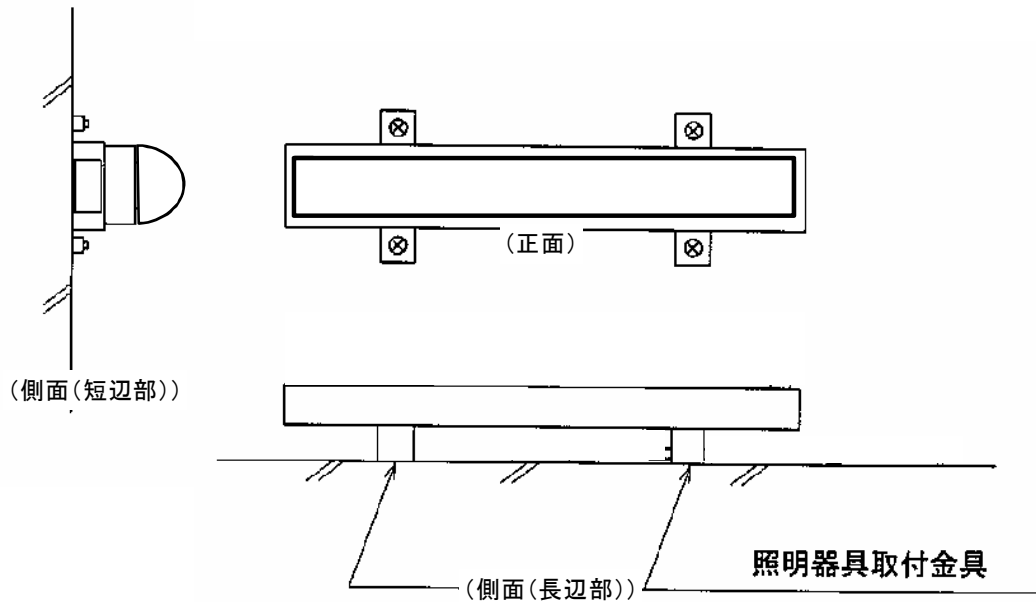
用途：電話機・インターホン収納箱



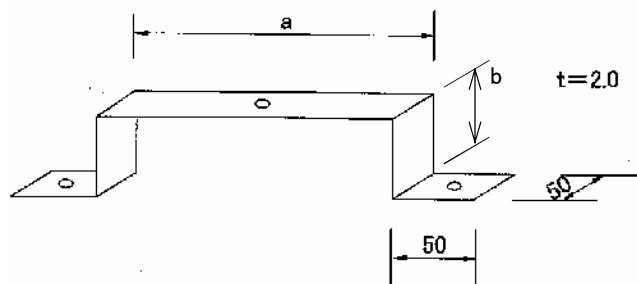
[単位 mm]

器種 記号	材質		木板		摘要
	本体	扉	厚さ	塗装	
TBOX	SPC		15mm以上 20mm以下	耐水性 塗装	1. 形状・寸法は、製造者標準とする。 2. TBOXまたはTBOXSの扉に設ける窓は強化ガラス製とする。 3. TBOXPの扉に設ける窓はアクリル製とする。
TBOXS	SUS 1.0				
TBOXP	P				

(1)キャビネットの保護構造は、IP24C以上とする。

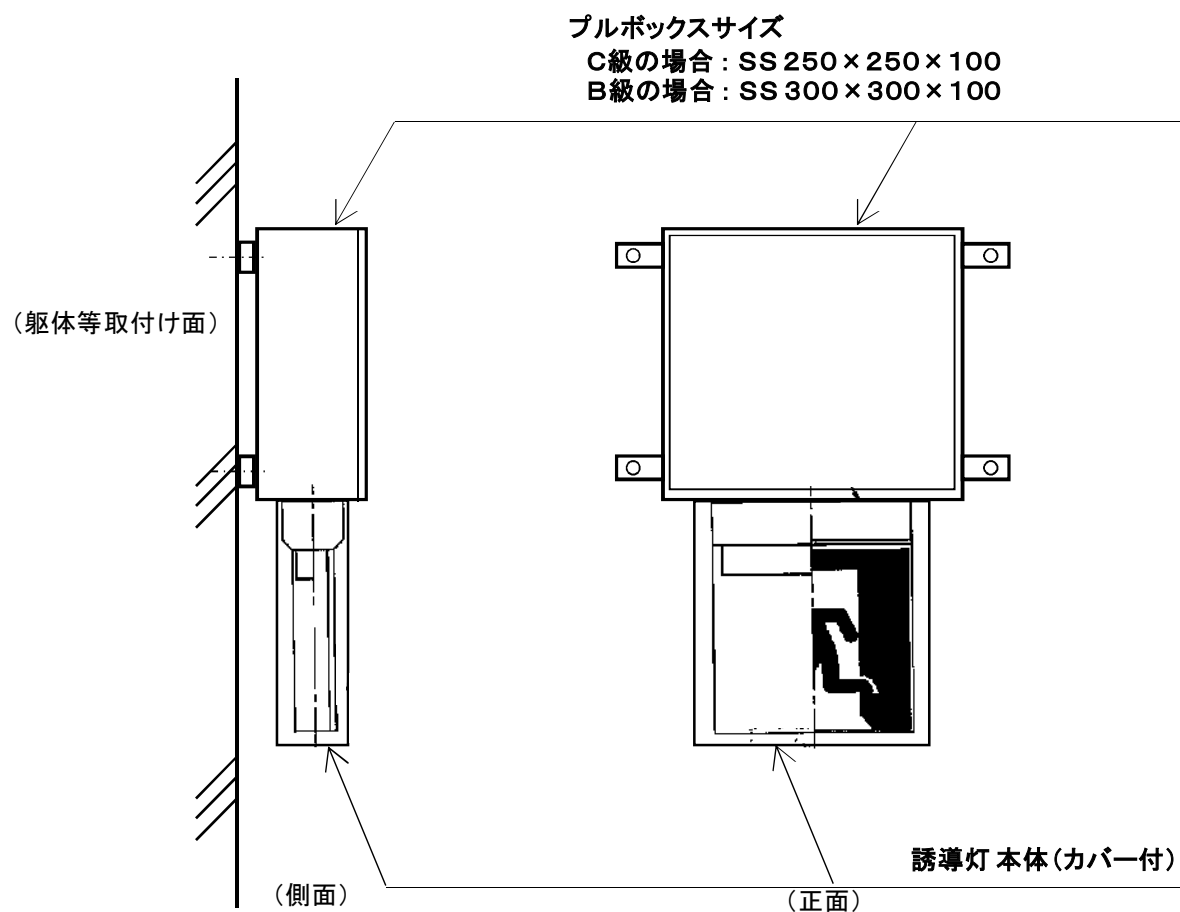


露出配管工事におけるLED照明器具の取り付け方法



照明器具取付金具

1. 金具の高さ(a寸法)は器具の大きさに合致させることとする。
2. 金具の高さ(b寸法)は、45[mm]程度とし、ボックスと器具の隙間がないように施工する。
3. 照明器具本体材質、設置場所に適合した材質とし、SPCまたは SUSとする。



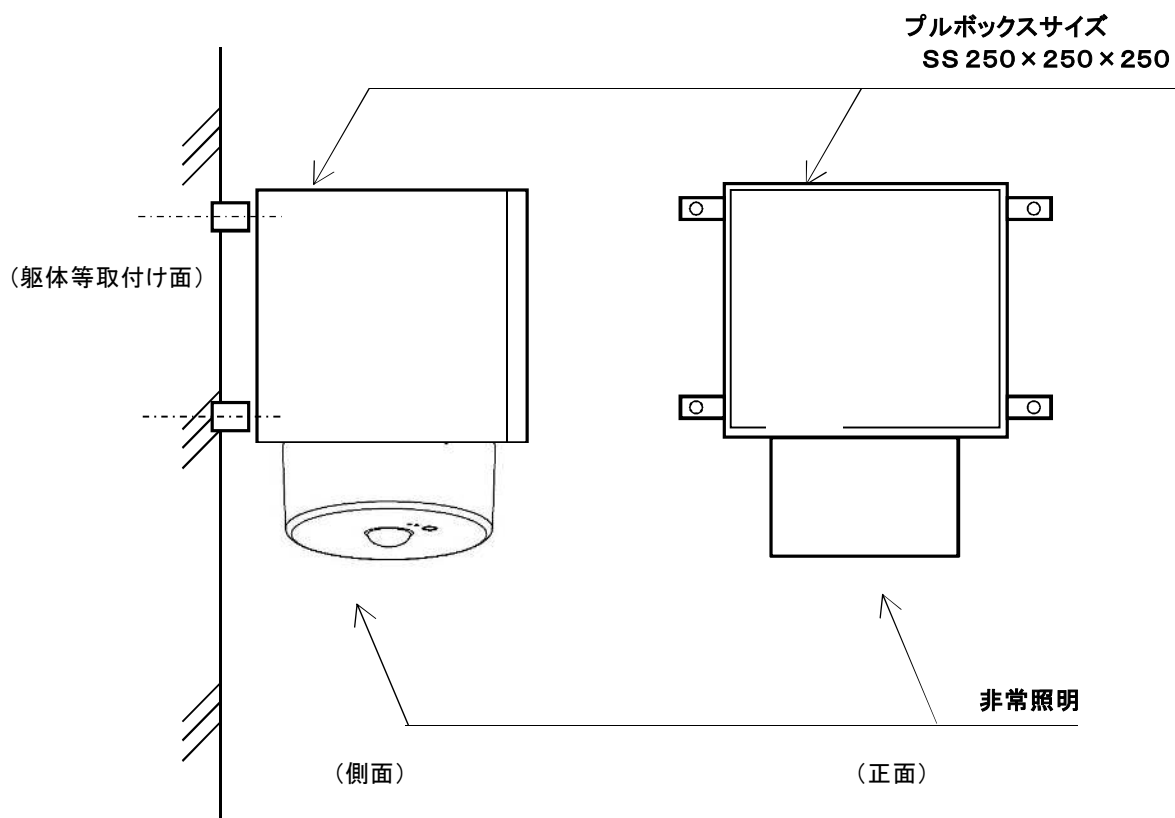
防湿形誘導灯の取り付け方法

1. 防湿性能等を要求する室に設置する壁付形誘導灯は、原則として本図による。
2. 灯具は、その防湿性能を低下させないため、支持躯体などに直接接して固定しない。
3. プルボックスは樹脂製とする。
4. プルボックスの寸法は 参考とし、図面特記する。
5. 点検はリモコンスイッチで行うものとし、本体点検スイッチ部のカバーに穴をあける等、防湿性能を低下させることは行わないこと。

AE017

施工

照明器具取付3



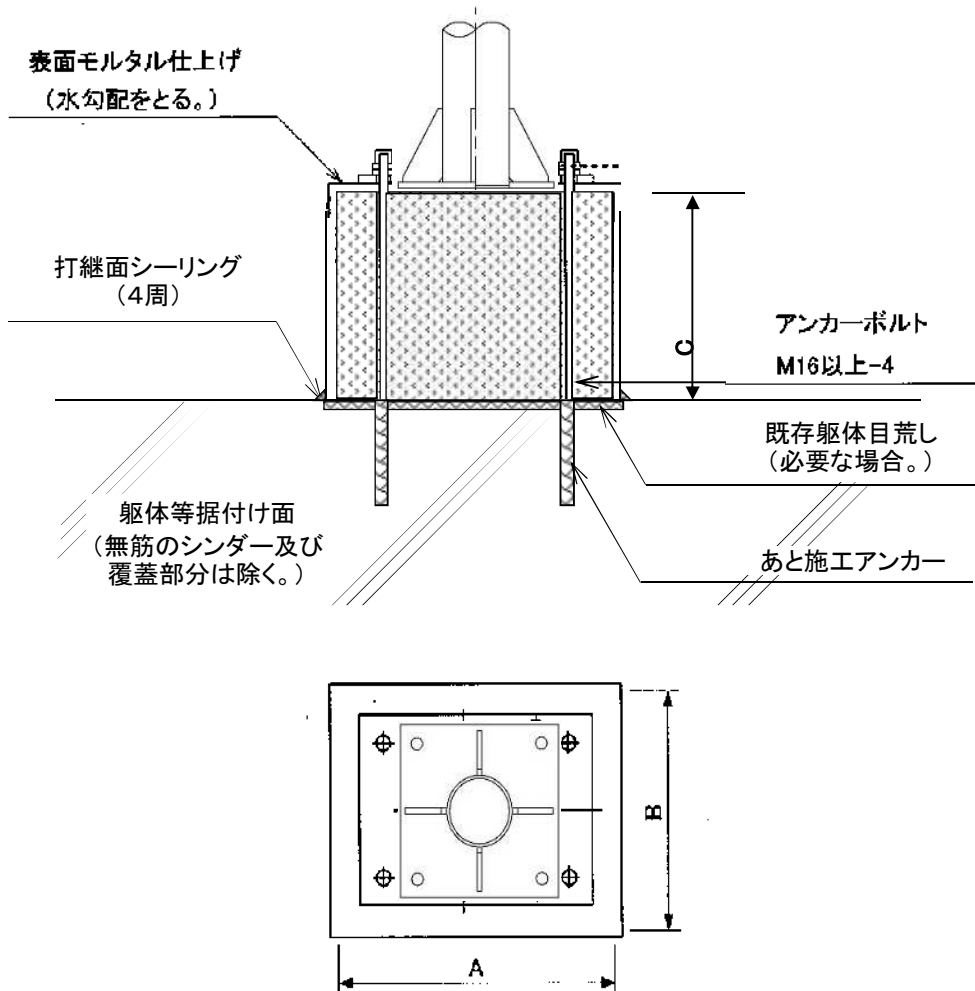
防湿形非常照明器具の取り付け方法

1. 壁面に設置する水平天井取付専用型非常照明器具は、原則として本図による。
2. 防湿型非常照明器具は、その防湿性能を低下させないため、支持躯体などに直接して固定しない。
3. プルボックスは、乾燥場所においては金属製(塗装)、湿気のある場所においては樹脂製とする。
プルボックスの寸法は参考とし、図面特記する。

AE018

施工

屋外灯ポール基礎
(躯体上部)



[単位 mm]

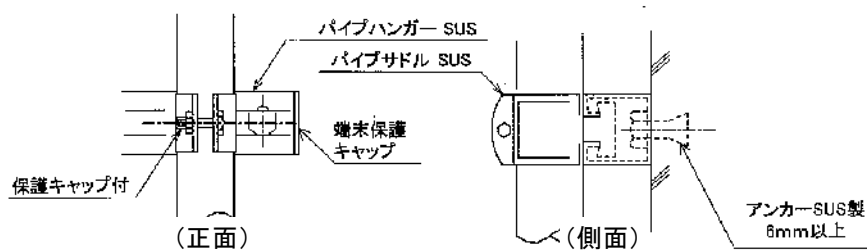
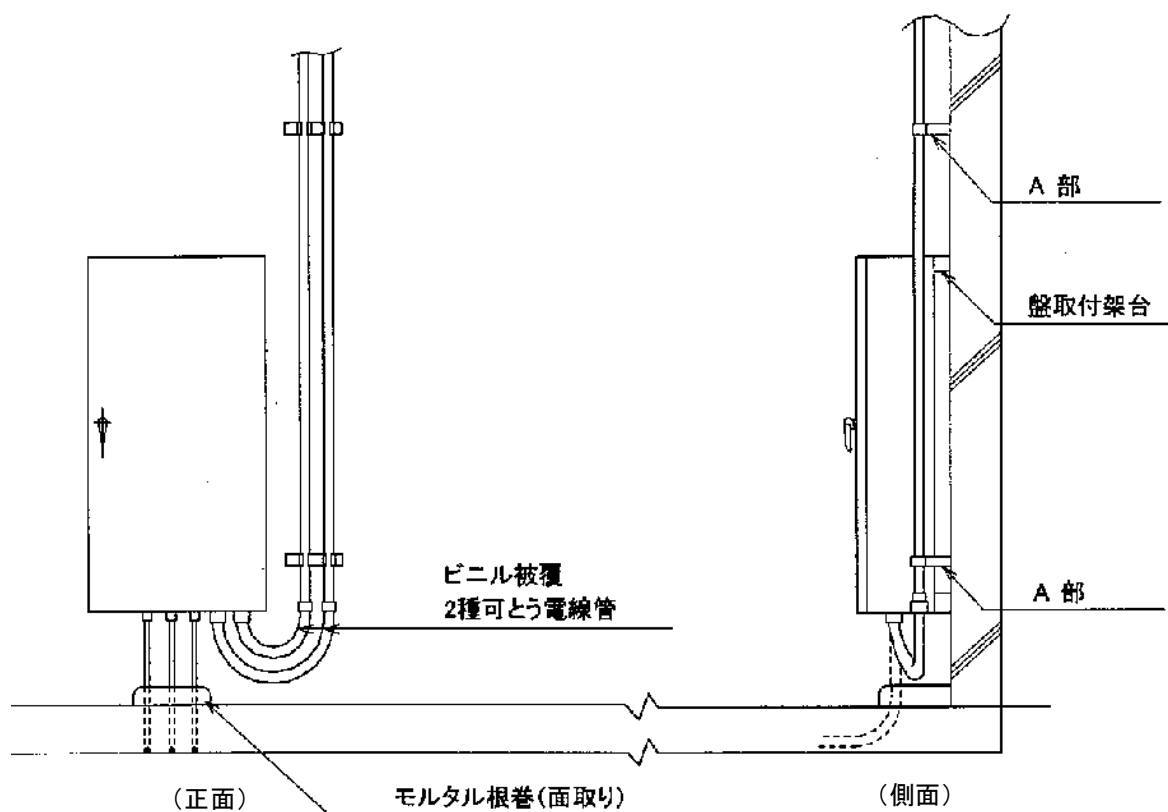
品種・適用	ポール長さ (m)	基礎の寸法		
		A	B	C
ベースプレート形ポール用	4m以下	400	400	300
	4m超	600	600	300

1. 図は、既存躯体上にポール基礎を設ける場合を示す。
2. あと施工アンカー等のサイズ等は、強度計算を行い決定する。
3. 設置場所の耐風速が40m/sを超えることが予想される場合は、JIL 1003「照明用ポール強度計算基準」による基礎の寸法とする。

AE019

施工

露出配管と盤等の取付



A部詳細

1. 盤類、配管類等は、支持躯体などに直接接して固定しない。
2. 盤類に接続する配管などは、原則として、盤類の下部から接続する。
3. FL+2.5[m]以下の位置にあるダクター、サドル等には、接触保護キャップを設ける。

建築電気設備工事一般仕様書・同標準図

令和5年4月

編著・発行 日本下水道事業団 事業統括部

東京都文京区湯島 2-31-27

湯島台ビル

印 刷

—不許複製・禁転載—

本図書を無断で複写複製・転載することは、
著作権法上の例外を除き、禁じられています。